

世界の海上保安機関の現状に関する

調査研究

報告書

公益財団法人 海上保安協会

令和3年3月

序文

隣接国をはじめ諸外国と海洋を通じて繋がる日本において、海上保安庁は1948年の設立当初から、海上の安全確保、犯罪取締り等様々な事案対処のための諸外国との連携・協力の必要性及び重要性を認識し、その推進のための努力を重ねて来たといっても過言ではない。

これまで国連海洋法条約をはじめとする様々な条約により、海洋に関わる法制の整備が進展してきた結果として、これらを海洋において執行するための二国間、地域間さらには地球規模の連携・協力が求められている。

近年海上保安庁では、北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合、世界海上保安機関長官級会合という3つの多国間会合を主導して連携・協力を強力に推進している。

これらの枠組みに参加している海上保安機関間の連携・協力を推進するための基礎知識として、各国の海上保安機関の状況をできる限り正確に把握することは基本的な課題であるが、今般、2019年の第2回世界海上保安機関長官級会合の議長を務めた岩並秀一前海上保安庁長官及び海上保安庁において長年国際関係業務に携わり世界海事機構（IMO）出向経験も有する大根潔元第三管区海上保安本部長を（公財）海上保安協会の研究員としてお迎えしてその研究を委嘱し、お二人の研究の成果をこの報告書として取りまとめることにしたものである。

本報告書が、海上保安庁による国際協力の推進の一助となり、世界の海上保安機関間における連携・協力によって実りある成果がもたらされることを切に期待する。

公益財団法人海上保安協会 理事長
秋本 茂雄

執筆研究員略歴

岩並 秀一

1981年海上保安大学校卒、筑波大学大学院修士課程(経済学)修了

巡視船、海上保安部、管区海上保安本部、海上保安庁本庁のほか、運輸省大臣官房、外務省(在オランダ日本大使館)等に勤務。長官秘書、敦賀海上保安部長、第五管区海上保安本部警備救難部長、海上保安庁警備救難部警備課領海警備対策官、海上保安庁警備救難部警備課長、第三管区海上保安本部次長、第二管区海上保安本部長、海上保安庁警備救難部長、海上保安庁海上保安監を経て、2018年8月第45代海上保安庁長官就任、2020年1月退官

大根 潔

1981年海上保安大学校卒、筑波大学大学院修士課程(経済学)修了

巡視船、管区海上保安本部、海上保安庁本庁のほか、運輸省海上技術安全局、国際海事機関(IMO)に勤務。第六管区海上保安本部警備救難部長、海上保安庁警備救難部国際刑事課海賊対策室長、海上保安庁警備救難部警備情報課長、第八管区海上保安本部次長、第九管区海上保安本部長、第十一管区海上保安本部長、第三管区海上保安本部長を経て2018年3月退官

世界の海上保安機関の現状に関する調査研究報告書

岩並秀一

1. はじめに

令和元年（2019年）11月20日、21日の両日、東京において、海上保安庁と日本財団の共催の下、世界75カ国から84の海上保安機関及び関係機関が参加して第2回目となる「世界海上保安機関長官級会合（Coast Guard Global Summit）」が開催された。会合においては、海上の安全、治安及び環境保護の対策に向けて、各地域、各国における先進的な成功事例や経験を共有し、人材育成システムの構築や地域間協力及び国際協力の在り方についての具体的な検討が行われた後、その結果が議長総括としてとりまとめられ、2日間にわたる会議の幕を閉じた¹。

会合には、各国において海上の安全、治安、環境保護等を任務とし、海上法執行、捜索救難、海洋汚染対策等に従事する海上保安機関等が出席したが、その組織の態様を概観してみると、各国国内においてこれらの業務を専任的に担当する組織であるものや、海軍、国境警備機関、警察等がこれらの業務を兼務し、又は、それらの機関の一部門の組織が専任的にこれらの業務を担務しているものなど実に様々であった。

一方で、専任的組織であれ、海軍、国境警備機関、警察等の一部門の組織であれ、その英語名称としてコーストガードを名乗る機関が半数近くにのぼる。

近年、海上の安全保障環境の変動や自然環境の変化に伴い、世界の各地域において、海上保安機関（コーストガード機関）の拡大や連携が急速に進展している。世界各地で新たな海上保安機関（コーストガード機関）が誕生しており、現時点において海上保安機関（コーストガード機関）の立上げや組織拡大を検討している国も存在する。また、国際犯罪やテロリストが国境を越えて拡がり、気候変動等により自然災害が一層大規模化する中で、海上の安全、治安、環境保護に従事する海上保安機関（コーストガード機関）同士の連携が不可欠になってきており、世界海上保安機関長官級会合のみならず、世界の各地域において、海上保安業務に従事する組織間における多国間連携も急速に進んでいる。

本調査研究は、世界海上保安機関長官級会合の参加機関の分析及び各地域における海上保安機関（コーストガード機関）等の連携、協力の状況のとりまとめを通じて、海上保安機関（コーストガード機関）及び海上保安制度（コーストガード制度）の発展の現状を明らかにすることを目的とする。世界の海上保安機関（コーストガード機関）に関する先行研究としては、元インド・コーストガード長官

のペレリによるもの²等があり、本稿は、これらの研究や各国の関係機関のホームページ、更には、本会合等を通じて得られた情報に準拠している。

なお、世界各国の海上保安機関（コーストガード機関）が急速に変化、発展する中で、本調査研究における各国海上保安機関に関する情報は、第2回世界海上保安機関長官級会合開催時のものであり、また、世界には本会合に参加していない多くの海上保安機関（コーストガード機関）があることから、本稿は、必ずしも世界全体の姿を投影するものでない。また、本稿は研究員個人の責任において執筆したものであり、本稿において述べられた見解は特定の組織の見解を代弁するものではないことを付言しておきたい。

2. 世界海上保安機関長官級会合の概要

第2回目の会合に先立ち、第1回目の世界海上保安機関長官級会合が東京で開催されたのは、平成29年（2017年）9月である。各国の海上保安機関による多国間の会合としては、これまで海上保安庁が日本財団の支援の下に2000年から始めた北太平洋海上保安機関フォーラム（NPCGF）、同様に2004年に始めたアジア海上保安機関長官級会合（HACGAM）、その後発足した北大西洋海上保安機関フォーラム（NACGF）、欧州海上保安機能フォーラム（ECGFF）、地中海海上保安機能フォーラム（MCGFF）、北極海海上保安機関フォーラム（ACGF）、更には、閉鎖海域における多国間会合として2000年に発足した黒海沿岸国国境/海上保安機関協力フォーラム（BSCF）等様々な地域レベルの多国間会合が存在するが、世界中の海上保安機関等が一堂に会しての多国間会合が開催されたのは、この世界海上保安機関長官級会合が初めてであった。

国際組織犯罪、海賊、テロ等の犯罪の拡大、難民の流入、違法操業といった様々な海上における脅威の拡大や、近年の海上活動の活発化、気候変動といった環境変化に伴う海上における大規模災害の懸念など、世界が直面する課題に対応していくためには、地域の枠組みを越えて世界の海上保安機関の連携や対話を強化することが極めて重要になってきている。そのような認識の下に、第1回目の海上保安機関長官級会合が開催されたのである。

第1回世界海上保安機関長官級会合には、35の国及び地域の海上保安機関並びに3つの国際機関が参加したのに対し³、第2回会合には、第1回目の倍以上の84の海上保安機関等が参加しての会合となった。第2回目の会合には、南米や島嶼国等からも多くの海上保安機関が新たに加わり、世界各地域からの参加を得て、まさに世界的な海上保安機関の会合となっている。

第2回の会合では、「世界の海上保安機関等の間における既存の地域枠組を越

えた対話と連携・協力の強化の重要性、また、「世界が直面している課題を克服するための世界中の地域の知恵と専門的技術そして知識を結集することの重要性」を改めて確認した上で、海上の安全、治安及び環境保護の対策を継続するという第1回会合での決意に基づき、各地域、各国における先進的な成功事例や経験を共有するとともに、人材育成システムの構築や地域間協力及び国際協力の在り方について具体的な検討が行われている。そして、その成果として、

- i) 本会合をより持続可能で機能的な枠組みとするための検討を行うコレスポネンスグループの設置
- ii) 情報共有のためのウェブサイト創設のためのコレスポネンスグループの設置
- iii) 地球規模の課題に対応するための人材育成コンセプト

iv) 第2回世界海上保安機関実務者会合を2020年に東京で開催すること等が決定されている。世界の海上保安機関等の連携の枠組みとして、本会合が継続的に開催される道筋がつけられたことは、今回の会合の大きな成果であった。

なお、第2回世界海上保安機関実務者会合は、今般の新型コロナウイルスによる感染症の世界的流行により、2021年以降の開催に延期されている。

3. 海上保安機関（コーストガード機関）の概念と機能

(1) 各国コーストガード機関の多様性

主として海上の安全、治安及び環境保護について議論する世界海上保安機関長官級会合に参加した機関の多くが、自らの組織の英語名称として「コーストガード」を名乗っているが、「コーストガード」という名称の持つ意味が、必ずしもこれら海上の安全、治安及び環境保護に関する業務を総合的に実施する組織の名称として明確に概念づけられている訳ではない。コーストガード機関のモデルともいえるべき存在のアメリカ沿岸警備隊や海上保安庁は、これらの業務を専任的、総合的に実施している組織の一例であるが、主として海上の安全及び環境保護を任務とするコーストガード機関（カナダ沿岸警備隊、英国王立沿岸警備隊等）、主として海上の治安を任務とするコーストガード機関（中国海警局等）、自らは実働勢力を持たず調整機能としてのコーストガード機関（ベルギー沿岸警備隊等）、また、実質的に軍事機関としての機能を併せ持つコーストガード機関（モルディブ国防軍沿岸警備隊、セントキッツ・アンド・ネービス国軍沿岸警備隊等）といったようにコーストガード機関の形態も様々である。

一方、コーストガードを名乗っていないものの、パキスタン海上警備庁、パ

ラオの海上安全・魚類野生動物保護局のように、自ら船艇等の実働勢力を持って、コーストガードを名乗る組織と同様の業務を行っている組織もある。

したがって、このような海上の安全、治安及び環境保護を担う組織について論じられる場合には、個々の論旨に応じて、コーストガード (coast guards)、コーストガード機関 (coast guard agencies)、コーストガード型機関 (coast guard-like bodies)、海上法執行機関 (maritime law enforcement agencies (MLEAs)) 等と様々な形で呼ばれている。また、日本国内においてもコーストガードを直訳して沿岸警備隊と呼ばれたり、海上保安庁に類似する組織として海上保安機関と呼ばれたりしているところである。

(2) 海上保安機関 (コーストガード機関) の概念

海上保安機関 (コーストガード機関) の概念について、パレリは、その論考の中で、「コーストガードとは、専ら交戦するものとしてその目的が規定されている専従戦闘海軍隊ではない国家海軍の防衛力を含む、又は含まない、明確な規定の下、当該国の機関として、当該国が権益を有する海域において、法執行及び役務提供の機能を営む、常設であり、かつ、正式に命名されたコーストガードを含む海上機関を意味する。」と極めて広い概念として扱っている。またその任務及び機能については、「戦時における直接の戦闘行為を除く海洋に関する全て」であるとして、100以上の事項を例示している⁴。

また、海上保安業務 (Coast Guard Function) をより限定的に定義した例としては、ヨーロッパの海上保安業務に関連する機関で構成される多国間会合であるヨーロッパ海上保安機能フォーラム (European Coast Guard Function Forum) が、同フォーラムにおける海上保安業務を次の12項目として定義している⁵。

- i) 船舶交通管理を含む海上安全
- ii) 海上、船舶及び港湾の保安
- iii) 海上税関活動
- iv) 密航・密輸の予防・鎮圧及び関連する海上法執行
- v) 海上境界管理
- vi) 海上の監視及び調査
- vii) 海上環境の保護及び対応
- viii) 海上捜索救難
- ix) 船舶遭難及び海上支援業務
- x) 海上の事故・災害対応

xi) 漁業の検査及び管理

xii) 上記海上保安業務に関連する活動

これらは、海上保安機関（コーストガード機関）に関する概念についての数少ない記述の例であるが、いずれもがその概念定義として世界的に認知され、定着したものではない。

各国の海上保安機関（コーストガード機関）やこれに類する機関がどのような業務を任務とするのかは、それぞれの国の業務環境、政策、組織体制、各組織の発展経緯等の状況に応じて決定されているものであり、また、これらの機関が急速に発展してきたのはここ数十年のことであることから、海上保安機関（コーストガード機関）とは何か、また、その実施する業務の範囲は何かといったことを一意的に定義付けることは困難である。

一方で、世界海上保安機関長官級会合に参画した機関を中心として、世界の海上保安機関（コーストガード機関）を俯瞰したとき、これらの機関は、船艇、航空機等の実働勢力を用いて、戦時以外の状況において、主として、海上の安全、治安又は環境保護に関する業務に従事する組織であるということにおいて共通している。

このため、本稿においては、海上保安機関（コーストガード機関）の概念の不明確性を前提とした上で、以後、船艇、航空機等の実働勢力を用いて、戦時以外の状況において、海上の安全、治安及び環境保護の業務を総合的に、あるいはその一部分を実施している機関を「コーストガード機関」、また、自らの組織の英語名称としてコーストガードを使用している機関を「コーストガード」と呼ぶこととする。また、海上の安全、治安及び環境保護の業務を単に「海上保安業務」とも呼ぶこととする。

(3) コーストガード機関の機能

コーストガード機関が実施する海上の安全、治安及び環境保護に関する業務は、沿岸国が国家として固有に、あるいはそれぞれの国の社会的、地理的環境に応じて必要とされる業務であって、昨今の様々な環境変化によってその重要性が急速に高まっているものであるが、総じてみれば、少なくとも、次のようなものが包含されていると考えられる。言い換えれば、コーストガード機関は、これらの機能を果たしうる機関であると言える。

1) 海上の安全の確保

海上の人命及び財産を保護し、海上における円滑かつ安全な経済活動を確

保する業務であり、海上における事故・災害の防止及び対応、海上交通の管理、水路の調査・保全、海上における捜索救難等の業務である。海上経済活動の活発化、船舶の大型化、大型クルーズ船の運航拡大、気候変動による大規模災害の発生の危険性拡大により、沿岸国におけるこのような海上安全の確保に関する業務の重要性がますます高まっている。また、「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約（SAR条約）」により、沿岸国は、その沿岸を航行する船舶が遭難した場合には、その船舶の国籍を問わず、捜索救助を行う義務を負っており、捜索救難は国際法上の責務ともなっている。

海上におけるこれらの業務の実施に当たっては、船艇・航空機といった実働勢力に加え、安全に関する情報の提供や遭難情報の取扱いのための通信施設が不可欠である。かつては、これらの業務を海軍が合わせ実施する国が多かったが、コーストガード機関を立ち上げた国においては、その主要業務の一つになっている。

また、陸上では、消防・救急業務を行う消防機関と法執行業務を行う警察機関が分業されているが、海上においては、救難・災害対応と海上法執行は同種の船艇・航空機で対応が可能であることから、多くの国において、効率の観点からこれらの業務が分化せず、一体的にこれらの業務を実施するコーストガード機関として発展してきている。

2) 海上の治安の確保

海上は、沿岸国にとって国境であり、また、海上輸送、漁業、レジャー等の様々な海上活動の場であることから、これに伴って、海上の治安の確保が不可欠となる。これらの業務について、英語では「maritime security」という言葉で表現されることが多い。沿岸国にとって必要となる海上の治安の確保に関する業務としては、次のようなものが挙げられる。また、これらの業務の実施には船艇、航空機といった実働勢力や国内法のみならず国際法に精通した海上法執行能力を有する職員が不可欠である。

① 公共の安全と秩序の維持

海上における犯罪の予防・鎮圧、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、法令の励行、その他の公共の安全と秩序の維持といった海上における法執行業務は、陸上と同様、沿岸国にとって不可欠の業務である。

また、沿岸国の主権が及ぶ領海においては、陸上の領土と異なり、国際法上、外国船舶の無害通航が認められていることから、領海内に進入した外国船舶が、沿岸国の平和、秩序又は安全を害する無害でない通航である

かないかを確認し、必要な措置をとることも海上領域では必要となる。

国連海洋法条約等の新たな海洋法体系の導入により、主権が及ぶ海域が以前の領海 3 海里から 12 海里に拡大されるとともに、特定の分野の主権的権利や管轄権は距岸 200 海里の排他的経済水域や最大で距岸 350 海里まで認められる大陸棚に及ぶこととなったことから、沿岸国は、このような広大な海域において海上法執行業務を行うことが必要になっている。

更には、昨今、自国領域内のみならず、海上輸送路における海賊行為、大量破壊兵器の海上輸送等国際社会全体に対する様々な脅威に対する公海上での海上法執行も必要である。

② 国境の管理

沿岸国にとって、海が国境であることから、国境の管理に関連した税関、出入国管理、検疫、薬物規制といった業務が海上においても不可欠である。国連海洋法条約の導入により、これら国境管理に関連する通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の違反については、12 海里の領海内のみならず、24 海里の接続水域においてもその予防業務等が実施できることとなったことから、沿岸国は広域な海域で国境管理に関する取締りが可能になっている。

とりわけ、昨今、テロリスト、薬物、難民、伝染病等様々な脅威が海上から国内に侵入する危険が高まっており、これら海上における国境の管理が沿岸国の安全、治安の確保にとって不可欠の要素である。

これら国境管理に関連する業務については、多くの国において税関当局、入国管理当局、検疫当局等の関係機関において実施されているが、これらの機関の保有する船艇は小型のものが多くことから、より大型の船艇を運用するコーストガード機関にこれら国境管理に関する業務を合わせ実施させる沿岸国が多くなっている。

③ 領域の警備

沿岸国にとって、領域の外縁である国境を管理するのみならず領域そのものを警備し、これを保全することは、戦時のみならず平時においても常態的に不可欠な業務である。

すなわち、海上境界や領域が未確定である場合は勿論のこと、それらが未確定でない場合においても、他国船舶が無害通航ではない形で自国の海上領域に侵入し、あるいは自国領域内において違法な活動を行うことがありうるが、自国領域に関する主張の対外的対抗力を維持するためには、それらの侵害船舶に対して警告し、国内法令を適用し、あるいは排除すると

いった管轄権の行使を続けることが重要である。とりわけ、侵害船舶が軍艦や公船である場合には、国際法上、これらの船舶に対する立入検査や拿捕といった措置は実施しえないが、その侵害行為が侵害船舶の旗国の意思を体現したものにもなり得ることから、外交ルートを通じた抗議などの対応とともに、現場における国家としての意思表示や対応が領域の保全上極めて重要である。

また、遠方離島における不法上陸、違法構築物の設置といった領域侵害行為への対応も陸上警察では困難であり、船艇・航空機といった機動力を有する組織による対応が必要となる。

このような平時における領域の保全に関する業務は国家の安全保障の一角をなすものであるが、領域をめぐる軍艦同士の対峙となった場合にはより緊張が高まる恐れがあることから、海上法執行機関の船艇での対応が緊張の拡大の防止に資するとの認識が広がっている⁶。

④ 海洋権益の保全

沿岸国は、国連海洋法条約により、排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚において、生物・非生物の天然資源の探査、開発等に関する主権的権利を有する。これらの天然資源のうち、漁業資源については、各国の有用な食料蛋白源として、あるいは経済活動の商品として重要な資源であるが、違法、無報告、無規制な漁業（IUU 漁業）による乱獲が沿岸国の資源や漁業産業界の大きな脅威となっている⁷。また、「海洋や海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」ことは、2015年9月の国連総会において全会一致で採択された2030年を年限とする持続可能な開発目標（SDGs）の一つ（目標14）でもある⁸。

このため、自国 EEZ 内における外国漁船による違法操業の監視、取締りは、沿岸国にとって、自国及び世界の水産資源保護の観点から欠かすことのできない業務の一つである。

また、海底資源についても、石油・天然ガス等の資源については、既に世界各地の海上において、商業ベースの採掘が進んでおり、また、希少貴金属等の海底資源についても、科学技術の進歩により、近い将来その開発も可能となるとみられていることから、各国は海洋調査活動を活発に進めている。このため、EEZ や大陸棚におけるこれら天然資源に対する違法な探査、開発等の活動を監視し、その活動を防止することが、沿岸国にとってその海洋権益の保全の観点から極めて重要である。

3) 海洋環境の保護

国連海洋法条約により、沿岸国は距岸 200 海里の排他的経済水域 (EEZ) 内において、海洋環境の保護及び保全に関する管轄権を有し、領海及び EEZ における外国船舶による海洋汚染に対し、関連する国際的な規則に従って、所要の防止、規制等の措置をとることができる。

これまで国際社会は、「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」、「1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約」等、様々な条約により海洋汚染の防止を図ってきているが、近年、海洋環境問題に関する世界的な関心の高まりを受けて、廃棄物の投棄や油等による海洋汚染のみならず、海洋プラスチックごみ、船舶から排出される温室効果ガス (GHG)、船舶のバラスト水の排出、海洋の生物多様性の保全等の問題に対する国際的な取組みが行われている。また、海洋環境の保護は、前述の「海洋や海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」持続可能な開発目標 14 の達成に向けた活動の一環でもある。

これらの業務は、本来、各国の環境当局の業務であるが、海洋汚染の監視、確認、取締り、海洋汚染の防除といった業務には船艇、航空機等の実働勢力が不可欠であることから、コーストガード機関の主要業務の一つとなっている。

(4) コーストガード機関の性格

1) 実働勢力の必要性

(3) で述べた海上の安全、治安及び環境保護に関する業務は、いずれも海上における監視、法執行、役務提供といった活動形態により実施されるものであるため、船艇、航空機等の実働勢力や通信施設、更には、国内法・国際法に精通した人的部隊が不可欠である。また、その活動海域が広域になるほど、その船艇・航空機等の実働勢力は大型化や長い航続性能が求められることになる。

このため、沿岸国においては、そのような限られた実働勢力、施設、人員を最大限、効果的に活用し、これら海上の安全、治安及び環境保護に関する業務全般を効率的に実施する体制が必要になってくるのである。この場合、後述の通り、沿岸国によっては、海軍、警察、国境警備機関等といった海上における実働勢力を持つ機関が、その本来業務に合わせて、海上の安全、治安及び環境保護に関する業務を実施している国もある。

また、海事当局等の特定分野の行政当局が海上の安全、治安及び環境保護

に関する業務の全部又は一部を合わせ担う国もある。この場合、これらの行政当局が十分な勢力の船艇・航空機を保有していないときは、実働勢力を保有する機関との連携が不可欠となる。ナイジェリアの海事安全庁が同国海軍と連携して海上保安司令部（Maritime Guard Command）を設置しているのがその一例である⁹。

2) 他の国内機関との業務重複性

コーストガード機関が担う海上の安全、治安及び環境保護に関する業務は、極めて広い分野にまたがる業務であり、海上の安全については海事当局、海上の治安については税関当局、出入国管理当局、検疫当局、漁業当局等、海上の環境保護については環境当局と、更には、警察業務については警察機関や国境警備機関等の司法当局とその業務が重複している。

このため、各国のコーストガード機関の任務や所掌事務を定める法令には、その範囲とともに、業務が重複する関係機関との関係（重複運用、代行、支援等）についての規定が置かれることが多い。

例えば、フィリピン及びノルウェーのコーストガードについては、関係行政機関の所管する法律の執行権限がこれらの機関に与えられていることがそれぞれの組織の設置法に明記されている¹⁰。一方、日本においては、海上保安庁法第15条により、法令の励行に関する事務を行う場合には、各々の法令の施行に関する事務を所管する行政官庁の当該官吏とみなされる旨規定されており、海上保安官が関係当局の官吏として業務遂行が可能である。

3) 関連業務の兼務性

(3) で述べたように、コーストガード機関に期待される業務は、「海のものよろずや」のごとく、極めて広範囲にわたり、また、船艇・航空機等の実働勢力をもって実施されるものであることから、国によっては、コーストガード機関が、これらの業務に関連の深い、あるいは、その実働勢力により兼務可能な海事行政、港湾管理、出入国管理等の行政事務や、通常海軍が実施している軍事機能を兼務することがある。このことも、コーストガード機関の多様性を生んでいることの一因である。

4) 国際社会における公共財性

コーストガード機関は、その職務の内容から、

- i) 国際犯罪やテロリスト等の脅威の領域を越えた拡大の防止

- ii) 海賊、大量破壊兵器の拡散といった国際的脅威の公海上での抑止
- iii) 各国沿岸での事故防止を通じた広域的大規模災害の発生の抑止
- iv) 公海上を含めた海上の捜索救助能力、防災能力の向上

といった機能を有することから、その設立や能力強化が、それぞれの設立国の海上の安全、治安及び環境保護の能力を向上させるのみならず、付随的に近隣国や地域の海上の安全、治安及び環境保護にも資するという意味において、国際社会においても公共財的性格を持つ。

コーストガード機関の主要任務の一つである海上における捜索救難活動が遭難船の国籍国を問わず、公海上においても実施されることがその顕著な例であるが、海上における法の支配を通じて、各国共通の脅威の拡散を防止する海上治安の分野においても同様である。

4. 沿岸国における海上保安業務の実施形態

海上の安全、治安及び環境保護といった海上保安業務の実施形態については、国によって様々であるが、その組織の態様に着目して区分すると、

- i) 独立した実働機関に専任的に海上保安業務の実施を委ねる形態
- ii) 他の主要任務を有する実働機関に海上保安業務の実施を委ねる形態
- iii) 他の主要任務を有する実働機関の下部機関に海上保安業務の実施を委ねる形態
- iv) 複数の実働機関が海上保安業務を分掌する形態
- v) 複数の実働機関が海上保安業務を分掌する形態であって、これらの実働機関を調整する機関が置かれる形態

といった5つの形態に大別することができる。

なお、このうち、iii) の他の主要任務を有する実働機関の下部機関が専任的に海上保安業務の実施を行う場合には、海上保安業務の実施形態としては、i) の形態と類似したものとなる。

また、i)、ii)、iii) のように、特定の実働機関に海上保安業務の実施を総合的に、あるいはその大部分を委ねる場合であっても、国内の他の実働機関がそれぞれの所掌に応じて海上の安全、治安及び環境保護といった海上保安業務に該当する業務の一部を並行して実施することも有りうる。総合的コーストガード機関である海上保安庁が存在する日本においても水産庁が漁業取締りを行い、税関が海上において密輸取締りを行うがごときである。

これまで2回開催された世界海上保安機関長官級会合には、各国において海上保安業務を実施している主要なコーストガード機関が参加しているが、iv) の形

態のように海上保安業務を分掌している国からは複数のコーストガード機関が参加している例もある。

海上保安業務は、海上の安全、治安及び環境保護といった多方面に広くまたがる業務であるが、その大部分が船艇・航空機といった実働勢力により、監視、法執行、役務の提供といった同種の形態の活動で行われるものである。このことから、国によって、海上保安業務の重要性が相対的に低い場合には、資源の有効活用の観点から、海上保安業務の実施形態としてii) やiv) の形態がとられ、海上保安業務の重要性の拡大、あるいは専任的なコーストガード機関の設置の必要性の拡大に応じ、v) や、更に進んでi)、iii) といった実施形態を選択し、または形態移行しているものと考えられる。

5. コーストガード機関の具体的組織形態

前節で述べた各国における海上保安業務の実施形態を念頭に置きつつ、世界海上保安機関長官級会合に参加した機関を見ると、コーストガード機関の組織形態については、大きく分けて、次のような形態に分類できると考えられる。

なお、これらの分類は、組織の形態に着目したものであり、各機関が実施する海上保安業務の内容はそれぞれ異なっており、また、海上保安業務に合わせて軍事機能を有するものもあり、その任務は多様である。

(1) 海上保安業務を主任務とする独立のコーストガード機関

他の実働機関に属さない独立の実働機関が海上の安全、治安及び環境保護といった海上保安業務を、総合的に又はその一部を専任的に実施している機関である。これらの業務を総合的に実施しているものとして日本、アルゼンチン、バーレーン、バングラデシュ、コモロ連合、コスタリカ、ジブチ、ギリシャ、アイスランド、インド、ケニア、韓国、フィリピン、スリランカ、トルコ、米国、ベトナムのコーストガードやマレーシア海上法令執行庁(MMEA)、パキスタン海上警備庁、パラオの海上安全・魚類野生動物保護局等がある。コーストガードを名乗る多くのコーストガード機関がこの形態に該当する。なお、これらの国の内、コスタリカ、アイスランド及びパラオは国内に軍隊を保有していない。

この形態のコーストガード機関が所属する行政機関は、日本が国土交通省、アルゼンチンが保安省、ギリシャが海運・島嶼政策省、インド及びパキスタンが国防省、フィリピンが運輸省、韓国が海洋水産部、マレーシアが内務省、米

国が国土保安省といったように様々である。

また、世界海上保安機関長官級会合に参加したコーストガード機関の中には、カナダ、英国のコーストガードや中国、ガーナ、ハイチ、ミャンマー、シエラレオネ、南アフリカの海事当局のように、主として海上の安全及び環境保護を任務としているものもある。これらの国においては、海上の治安に関する業務については、他のコーストガード機関が実施しているものと考えられる。

なお、複数のコーストガード機関が海上保安業務を実施する国の中には、パキスタンのように、世界海上保安機関長官級会合に参加したパキスタン海上警備庁の他に、海岸部での治安業務を任務とするパキスタン・コーストガードというコーストガードを名乗る機関が存在する国もある¹¹。

この他、海上保安業務を主任務とする独立のコーストガード機関の中には、関係機関の調整機能を合わせ持つものもある。インドネシア海上保安機構（BAKAMLA RI）については、調整機関を母体として発展してきた機関であり、同機関自身が船艇を保有して海上保安業務を実施しているものの、引き続き海軍、税関、警察等の他の関係機関の海上勢力を使用する権限を有している。

また、ナイジェリア海事安全庁は、主として海事行政を担う機関であるが、海軍との協定により庁内に海上保安司令部（Maritime Guard Command）を設置して海軍船艇等も運用しながら海賊対策等の海上保安業務を実施している¹²。

（2）他の主要任務を有する機関傘下のコーストガード機関

1）軍事機関傘下のコーストガード機関

海軍等の軍事活動を主任務とする軍事機関本体又は軍事機関の下部組織が海上の安全、治安及び環境保護に関する業務を担っている機関であり、軍事機関本体が実施している例がブラジル、エルサルバドル、フィジー、マダガスカル、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ポルトガル、トンガの海軍、国防軍等であり、軍事機関の下部組織が実施している例が、アルジェリア、イタリア、ノルウェー、ペルーのコーストガード、チリの海上領域商船総局（DIRECTEMAR）であり、いずれも海軍の下部組織である。

この後者の例では、軍事機関の下部組織であるコーストガード機関が海上の安全、治安及び環境保護に関する業務を専任的、総合的に実施しており、その意味では（1）の海上保安業務を主任務とする独立のコーストガード機関と類似している。なお、ソマリアのコーストガードは海軍傘下にあったが、引き続き、国内の体制構築の過程にあると考えられる。

また、ポルトガルでは、海軍の長官が、海事行政部門及び海上警察部門を傘下に置く国家海事当局（National Maritime Authority）を兼務する形で海軍が海上の安全、治安及び環境保護に関する業務に参与している。

その他、モルディブ、セントクリストファー・ネイビス、セーシェル、トリニダード・トバゴのコストガードについては、国内に海軍が存在せず、コストガードが軍事機関の一部として、海上の安全、治安及び環境保護に関する機能に合わせて軍事機能を持つ実働機関として存在している。

2) 国境警備機関傘下のコストガード機関

国境警備機関又はその海上担当部門が海上の安全、治安及び環境保護に関する業務を担っているものとしては、オーストラリア国境警備隊、アゼルバイジャン国家国境庁、エストニア警察国境警備隊、ジョージア国境警察、ポーランド国境警備隊、ルーマニア国境警察、ロシア連邦保安庁国境警備局、サウジアラビア国境警備隊がある。この内、アゼルバイジャン国家国境庁、ジョージア国境警察、ルーマニア国境警察、ロシア国境警備局の海上部門は、英語名としてコストガードを名乗っている。

なお、オーストラリア国境警備隊には、海軍少将を指揮官とする海上国境司令部（Maritime Border Command (MBC)）が置かれ、国境警備隊及び海軍の実働勢力を使って海上保安業務を実施している¹³。

3) 治安警察機関傘下のコストガード機関

一般の警察機関とは別に設立されている治安警察機関又はその下部組織が海上の安全、治安及び環境保護に関する業務を担っている機関であり、中国の人民武装警察傘下の海警局、スペインの治安警察（Guardia Civil）の中の海上業務隊（Servicio Marítimo）である。中国海警局は英語名としてコストガードを名乗っている。

4) 警察傘下のコストガード機関

警察本体又は警察の海上担当部門が海上の安全、治安及び環境保護に関する業務を担っている機関であり、ブルネイ、カンボジア、クック諸島、ドイツ、キリバス、マーシャル諸島、モーリシャス、ナウル、ニウエ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サモア、シンガポール、東ティモール、ツバル、バヌアツの警察である。軍を保有していない多くの島嶼国において、この形態がとられている。これら警察傘下のコストガード機関の内、モー

リシャス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、シンガポールの警察の海上部門は、英語名としてコーストガードを名乗っている。

(3) 調整機関

海上の安全、治安及び環境保護に関する任務を単独の機関が負うことなく、これらの業務に関係する警察、税関、海運当局、漁業当局、海軍等の様々な関係機関が、調整機関の調整の下にこれらの任務を実施している国が、ベルギー、フランス、ドイツ、セネガル、タイである。

ベルギーでは、調整機関たるコーストガードが連邦政府と地方政府の関係機関の海上保安業務に関する調整を行っており¹⁴、フランスでは、海洋事務総局 (SGMer) が調整機関として、「コーストガード機能運用センター (CoFGC)」を通じて実働能力を有する関係機関の調整を行っている¹⁵。また、ドイツでは、調整機関である「海上保安センター (MSZ)」が、同センター内に置かれた「合同状況把握センター (GLZ-See)」を通じて関係機関の実働部隊 (「沿岸警備隊 (Küstenwache des Bundes)」と呼ばれている。) の運用調整を行っている¹⁶。セネガルでは、海上保安・救助・環境調整担当高等庁 (HASSMAR) が海上保安業務全般にわたる計画と運用の調整を行っている¹⁷。そしてタイでは、海上法令執行司令センターが関係機関の調整を行っている¹⁸。

6. コーストガード機関の発展形態

世界海上保安機関長官級会合に参加したコーストガード機関の組織形態は、国によって様々であるが、その設立、発展形態も国によって一様ではない。これらのコーストガード機関の発展形態については、おおよそ次のように分類することができる。

(1) 既存の組織から発展したもの

税関、警察、国境警備機関、海軍等の海上勢力を保有する既存の組織からコーストガード機関として発展し、その後、独立した組織となるか、その組織の一部となっているもの、あるいは既存の複数の組織が統合されて設立された組織である。

例えば、早くから専任的コーストガード機関として設立され、世界のコーストガード機関のモデルともなっている米国のコーストガードやトルコのコーストガードは、税関部門から発展した組織であり¹⁹、アルゼンチンのコーストガード (Prefectura Naval Argentina) やイタリアのコーストガードは、港長業

務等を担っていた組織を母体として発展したものである²⁰。また、バーレーンのコーストガードは海上警察を母体としている。

海軍から独立したものとしては、長い歴史を持つアルゼンチンのコーストガードが1984年に海軍の傘下を離れており、海軍傘下の軍事組織として発足したフィリピンのコーストガードは1998年に海軍から分離し、運輸省傘下の非軍事組織となっている²¹。また、ベトナムのコーストガードは海軍の一部門から発展し、2013年に海軍から独立している²²。セーシェルのコーストガードは、組織全体が海軍から移行したものである²³。

既存の組織が統合された例としては、2013年に国土資源部国家海洋局、公安部边防管理局、農業部漁政局、海関総署の四つの海上法執行部門が統合されて設置された中国のコーストガード（海警局）や²⁴、2009年に国境警察の海上部門と海軍が統合されたジョージアのコーストガード²⁵等の例がある。また、オーストラリアでは、2015年に出入国管理部門と税関部門が統合され、オーストラリア国境警備隊（ABF）が設置されている²⁶。

これら既存の組織を母体として発展してきたコーストガード機関については、前身の組織としての長い歴史を有するものはあるものの、1915年にコーストガードとしての組織になったアメリカは例外として、コーストガードとしての組織になったのは、フィリピンが1967年、バーレーンが1973年、トルコが1982年、イタリアが1989年、セーシェルが1993年、ジョージアが1998年、中国が2013年であり、いずれもコーストガードとしての歴史は浅い。

（2）新規に設立されたもの

既存の組織を基盤とすることなく、新たにコーストガード機関として設立されたものである。このタイプのコーストガード機関には、ギリシャ、アイスランドのコーストガードのように第二次世界大戦以前からの歴史を持つものもあるが、1948年発足の海上保安庁や1953年発足の韓国のコーストガード（海洋警察庁）をはじめとして、その多くが大戦後に発足したものである。とりわけ1970年代以降にコーストガード機関の設立が増加しており、2000年以降更にその動きが加速している。

1970年以降に新規に設立されたコーストガード機関としては、インド（1978年）、パキスタン（1987年）、バングラデシュ（1995年）、マレーシア（2005年）、ジブチ（2010年）、スリランカ（2010年）、コモロ連合（2010年）、ケニア（2018年）等のコーストガード機関が挙げられる。

なお、トリニダード・トバゴは、1962年の独立の年に海軍を設置せず、国

防軍の一部としてコーストガードを立ち上げている²⁷。

(3) 調整組織から発展したもの

調整機関から発展したものとしては、インドネシア海上保安機構（BAKAMLA RI）の例がある。インドネシアでは、海上の安全及び治安の確保を国家警察海上航空警察局、運輸省海運総局警備救難局、海軍、海洋・漁業省、税関管理局等の複数の機関による海上法執行業務を調整する組織として、1972年に海上保安調整組織（BAKORKAMLA）が置かれていたが²⁸、2014年にBAKORKAMLAが組織再編され、実働部隊としての海上法執行機能が付与された組織であるインドネシア海上保安機構（BAKAMLA RI）が設置されている。

また、実働部隊を有するコーストガード機関とはなっていないが、海上保安業務の調整を行うベルギーのコーストガードが2003年²⁹、フランスのコーストガード機能運用センターが2009年³⁰、ドイツの海上保安センターが2005年³¹、セネガルの海上保安・救助・環境調整担当高等庁が2006年³²に設立されている。

更に、タイでは、1997年に海軍内に海上保安業務に関して関係機関を調整する海上法令執行調整センターが置かれていたが、2019年に同センターが海上法令執行司令センターに改組され、指揮の統合を図っている³³。また、2015年に設立したオーストラリアの国境警備隊には、海上国境司令部（MBC）が設置され、関係機関の実働勢力の運用を調整している。

このように、各国の海上保安業務に関する調整機関が設置あるいは強化されたのも多くが2000年以降である。

7. コーストガード機関の普遍化、標準化

前述のように、既存の組織を母体とするもの、新規に設置されたもの、あるいは調整機関から発展したものなど、コーストガード機関の発展形態は国によって様々であるが、一部の例外は別として、多くの国において海上保安業務を主任務とするコーストガード機関の設立は第二次世界大戦後である。とりわけ、1970年代以降、その設立が目立ちだし、2000年以降はその動きが加速するとともに、設立されたコーストガード機関の体制強化が進展している。

また、このような傾向は、現在も進行中であり、フィリピンがコーストガードの体制強化を急速に進め³⁴、インドネシアがコーストガードへの更なる権限集中を図ることを検討するなど³⁵、多くの国のコーストガード機関の体制強化が進め

られている³⁶。そして、日本においても、2017年12月に関係閣僚会議において策定された「海上保安体制強化の方針」に沿って海上保安庁の体制強化が進められているところである。

このように、近年においてコーストガード機関が急速に拡大、普遍化してきている背景としては、

- i) 国連海洋法条約による沿岸国の管轄権の広範な海域への拡大
- ii) 経済活動の拡大、グローバル化に伴う海上活動の活発化
- iii) 海上テロ、海賊、大規模事故といった海上の安全・治安上の課題の拡大
- iv) 海上の領域や権益を巡る国家間紛争や対立の多発
- v) 他国勢力への対応におけるコーストガード機関の価値の認識の拡がり
- vi) 日本を始めとするコーストガード機関の先進的保有国の関与

といった要因が指摘されている³⁷。実際、1970年代後半からのコーストガード機関の増加の始まりは、1973年の第3次国連海洋法会議における「国連海洋法条約」の検討の始まりや1982年の同条約の採択の時期と一致する。また、2000年以降のコーストガード機関の更なる拡大や海上保安業務に関する調整機能の強化の動きは、2001年の米国同時多発テロ、薬物密輸、密漁の拡大といった世界的な治安情勢の変化に加え、東南アジアにおける海賊・武装強盗の急増や南シナ海等における海上領域をめぐる摩擦の拡大、アフリカにおける海賊・武装強盗の急増、欧州における2002年のプレステージ号油流出事故や海上難民の急増といった各地域における様々な事象と時期的に一致している。

コーストガード機関の先進的保有国の関与の例として、日本は、海上保安庁、外務省、国際協力機構（JICA）、日本財団等が連携しつつ、各国の海上保安機関設立時の支援や、長官級会合を主導するなど、地域の海上保安能力向上にも貢献するとともに、2019年度の時点で、東南アジアの海上保安機関を中心に、81か国3地域から延べ1900名以上の研修員を本邦へ招へいし、24か国へ約750名の職員を派遣する等して各国のコーストガード機関設立・発展に大きな影響を与えている³⁸。また、米国のコーストガードは、最先進のコーストガード機関として、「モバイルトレーニングチーム」の派遣等を通じて、長年にわたり、各国のコーストガード機関の能力向上支援に当たっており、2011年を例にとれば、60か国において、約2000人に研修を行っている³⁹。

このようなコーストガード機関の拡大、普遍化とともに、コーストガード機関の標準化も進展している。英語で“police”と呼ばれる警察、“navy”と呼ばれる海軍は、人類の中で数百年あるいは千年以上の歴史を持ち、その英語名が世界中で通用するようにその制度についても世界的にほぼ標準化している。一方で、各国

のコーストガード機関は、100年を超える歴史を持つものは一部であり、多くが数十年の歴史に過ぎない。そのような人類の歴史の尺度で見れば極めて新しい仕組み、知恵であるコーストガード制度の標準化が外面的にも、運用的でも進展している。

まず、外面的な標準化としては、総合的なコーストガード機関を英語で“coast guard”と呼ぶことが定着してきている。例えば、海上保安庁も以前はその英語名として“Maritime Safety Agency”を名乗っていたが、その組織の性格を国際的により分かりやすくするため、2000年より英語名を“Japan Coast Guard”に変更している。また、マレーシアのコーストガード機関は、設立以来の英語名は“Malaysian Maritime Enforcement Agency”であるが、現在では、“Malaysia Coast Guard”とも名乗っている。更に、後述の欧州海上保安機能フォーラム（European Coast Guard Functions Forum）、地中海海上保安機能フォーラム（Mediterranean Coast Guard Functions Forum）といったコーストガード機関の多国間会合の名称として使われているように、海上の安全、治安及び環境保護の業務の内容やその業務を実施する組織の機能を表す用語として“coast guard function”という用語も定着してきている。

また、各国のコーストガード機関が保有する船舶の多くが、船体の塗色が白色又は鼠色であり、船体前部に斜めのストライプ、また、船体側面に“coast guard”やこれに類する機関名を入れている。船体の塗色が鼠色のものは海軍傘下のコーストガード機関や軍事機能を合わせ持っているコーストガード機関に多いが、海軍とは独立したコーストガード機関の船舶の塗色は概ね白色である。更には、単独のコーストガード機関を持たず、複数の関係機関が海上保安業務を実施している国においても、ドイツやタイのように、海上保安業務を実施する関係機関の船艇が船体にストライプを入れている例もある。

このようなコーストガード機関の外形上の標準化は、コーストガード機関としての先行組織であるアメリカのコーストガードの名称や船体特徴の影響が大きいと考えられるが、国際的な規則、合意等によって形成されたものではなく、この数十年の各国のコーストガード制度の発展に伴って、自然に定着してきたものである。

また、運用面での標準化については、各国の法制度や関係機関の分掌体制が異なるため、外形的な標準化ほどの進展は見られないが、海上における法執行の手段として、追跡、停船命令、乗船検査、拿捕といった海上における法執行手順については、国際法に準拠したほぼ同様の手続きがとられており、また、無線や国際信号旗に基づく通信手段に加え、電光掲示版による警告伝達や、武器の使用で

はなく放水による停船措置といった新たな手法の伝搬といった現象も確認される。法執行措置の過程で外国船舶と常態的に接するコーストガード機関は、後の国内的な裁判手続きのみならず国家間の主張の隔たりが生じた場合において対抗力を持ちうる妥当な措置、言い換えれば国際的に認知された標準的措置ということ常を常に念頭に置きつつ業務を行うと考えられることから、法執行手続きを始めとする運用面においても、今後コーストガード機関の標準化が進むものと考えられる。

8. コーストガード機関の多国間連携の現状

2000年以降に加速したコーストガード機関の設立、強化や海上保安業務に関する各国国内関係機関の調整機能の強化、更にはコーストガード機関の普遍化、標準化と連動して、世界の各地域においてコーストガード機関による多国間会合が相次いで始まるなど、コーストガード機関間の連携が進展している。各地域における多国間会合の状況は以下の通りである。

(1) 北太平洋海上保安フォーラム⁴⁰

(North Pacific Coast Guard Forum (NPCGF))

- i) 設立：2000年（初回：日本開催）
- ii) 参加国：6カ国（日本、カナダ、中国、韓国、ロシア、米国）
- iii) 目的：北太平洋の海上の安全・セキュリティの確保、海洋環境の保全等
- iv) 会議内容：長官級会合及び専門家会合それぞれ年1回開催。
- v) 具体的連携・協力例：
 - ・北太平洋公海上における漁業監視共同パトロール
 - ・各国持ち回りによる多国間多目的訓練
- vi) その他：本会合は、2000年12月に、「北西太平洋地域海上警備機関長官級会合」の名称で、日本、韓国、ロシア、米国の4カ国で開催され、その後カナダ及び中国が加わり、名称も「北太平洋海上保安フォーラム」に改められたもの。2019年は、ロシアにて第20回長官級会合開催。

(2) 黒海沿岸国国境/海上保安機関協力フォーラム⁴¹

(Black Sea Littoral States Border/Coast Guard Agencies Cooperation Forum (BSCF))

- i) 設立：2000年（初回：トルコ開催）
- ii) 参加国：6カ国（ブルガリア、ジョージア、ルーマニア、ロシア、トル

コ、ウクライナ)

- iii) 目的：域内の平和と安定の支援、不法行為の防止及び航海の安全・保安の強化のための関係機関の関係強化、テロ対応・大量破壊兵器拡散防止、天然資源保護・違法操業防止の協力、捜索救難の協力、海洋汚染の防止及び海洋環境の保護等
- iv) 会議内容：長官級会合を年1回開催。
- v) 具体的連携・協力例：
 - ・「航行の安全・治安」「情報交換及び運用評価」「不法行為早期捕捉手法の確立」「情報交換」に関する4つのワーキンググループによる検討
 - ・専門家会合、訓練の実施
- vi) その他：2019年はトルコにて第20回長官級会合を実施。

(3) アジア海上保安機関長官級会合⁴²

(Head of Asian Coast Guard Agencies Meeting(HACGAM))

- i) 設立：2004年(初回：日本開催)
- ii) 参加国等：21カ国・1地域(日本、オーストラリア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中国、香港、インド、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、モルディブ、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、トルコ、ベトナム)
- iii) 目的：アジアにおける海上保安業務に関する地域的な連携強化
- iv) 会議内容：長官級会合及び専門家会合それぞれ年1回開催。
- v) 具体的連携・協力例：
 - 「捜索救難」、「海洋環境保全」、「海上不法活動の予防・取締り」、「人材育成」の4分野のワーキンググループによる検討
- vi) その他：本会合は、2000年に開催されたアジアの海上保安機関による「海賊対策国際会議」を前身としている。2019年は、スリランカにて第15回長官級会合開催。

(4) 北大西洋海上保安フォーラム⁴³

(North Atlantic Coast Guard Forum (NACGF))

- i) 設立：2007年(初回：スウェーデン開催)
- ii) 参加国：20カ国(ベルギー、アイスランド、ポルトガル、カナダ、アイスランド、ロシア、デンマーク、ラトビア、スペイン、エストニア、リ

トアニア、スウェーデン、フィンランド、オランダ、英国、フランス、ノルウェー、米国、ドイツ、ポーランド)

iii) 目的：地域の海上の安全及びセキュリティに関する事項の協力強化

iv) 会議内容：長官級会合及び専門家会合それぞれ年1回開催。

v) 具体的連携・協力例：

・「捜索救難」「環境対応」「海上セキュリティ」「不法薬物密輸」「密入国」「漁業取締り」及び「技術」のワーキンググループでの検討

・各国持ち回りによる多国間多目的訓練

vi) その他：2019年は、米国にて長官級会合開催。

(5) 欧州海上保安機能フォーラム⁴⁴

(European Coast Guard Functions Forum (ECGFF))

i) 設立：2009年(初回：欧州委員会支援の下、ポーランドで開催)

ii) 参加国等：ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、欧州委員会海事漁業総局(DG MARE)、欧州委員会運輸総局(DG MOVE)、欧州海上安全庁(EMSA)、欧州連合衛星センター(EUSC)、欧州国境沿岸警備機関(FRONTEX)、欧州漁業管理機関(EFCA)

iii) 目的：国境及び部門にまたがり、文民及び軍事機関両方の海上保安機能に関する重要かつ共通の海上問題の理解と啓発の研究、貢献及び促進並びに種々の海上保安業務の進展への貢献

iv) 会議内容：全体会合年1回、事務局会合、ワークショップ等を年数回開催。

v) 具体的連携・協力例：

「海上保安機能訓練ネットワーク」(ECGF TRAINING NETWORK)を通じた欧州内関係教育機関、研究機関、訓練センターの連携、人材の育成、海上保安機能に関する研究等

vi) その他：2019年は、イタリアにて10周年の全体会合開催。

(6) 地中海海上保安機能フォーラム⁴⁵

(Mediterranean Coast Guard Functions Forum (MCGFF))

- i) 設立：2009年（初回：イタリア開催）
- ii) 参加国：地中海24カ国
- iii) 目的：海上の保安、安全、海洋環境保全等多岐にわたる活動の協力の強化、連携関係の構築
- iv) 会議内容：全体会合年1回開催。
- v) 具体的連携・協力例：
 - 「海上安全に関する海上監視」、「海洋環境保全及び海洋汚染対応協力」、「海上監視」、「違法操業」についてのワークショップによる検討
- vi) その他：2019年はモロッコにて全体会合開催

(7) 北極海海上保安フォーラム⁴⁶

(Arctic Coast Guard Forum (ACGF))

- i) 設立：2015年（初回：米国開催）
- ii) 参加国：8カ国（カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン、米国）
- iii) 目的：北極海における安全、安心で環境にやさしい海上活動の促進
- iv) 会議内容：議長国は北極海評議会の議長国と連動して2年ごとの持ち回り。長官級会合を年1回、事務局、ワーキンググループの会合を年数回実施。
- v) 具体的連携・協力例：
 - 実働訓練、机上訓練、ワークショップ、セミナー等の実施。特に、これまで捜索救難訓練に焦点が当てられている。
- vi) その他：2019年から2021年はアイスランドが議長国

以上のような各国のコーストガード機関間の地域的連携に加え、欧州連合(EU)が2004年に設置した「欧州対外国境管理協力機関(European Agency for the Management of Operational Cooperation at the External Borders of the Member States of the European Union (FRONTEX))」は、EUを目指す移民・難民の急増に対応し、2016年10月にその権限が強化されると同時に、名称が「欧州国境沿岸警備機関(European Border and Coast Guard Agency (EBCGA))」に変更されている(ただし、引き続き「FRONTEX」の略称が使用されている。)。更に、各加盟国国境管理・警備当局とで構成される「欧州国境沿岸警備隊(European Border and Coast Guard standing corps)」という実働部隊を同機関の中に設置する準備が進められている⁴⁷。

2000年以降、世界の各地域で進展してきたコーストガード機関の多国間の連携は、20年足らずで世界海上保安機関長官級会合が開催されるまでに至っている。これも、昨今の海上の安全保障環境の変動や自然環境の変化の中で、もはや一国のみでは、これらの事象に伴う脅威に対応することが困難になっているとの認識の拡がりによるものと考えられる。

今後、世界海上保安機関長官級会合における各地域の連携に関する成功事例の共有等を通じてコーストガード機関の連携・協力が一層進むものと予想される。

9. コーストガード機関の今後の展望

これまで見てきたように、近年、コーストガード機関の設立や関係機関の連携によるコーストガード機能の強化が急速に進んでいる。経済のグローバル化による海上活動の活発化、国際犯罪やテロといった脅威の拡大、海洋利用の更なる進展とそれに伴う領域・海洋権益をめぐる国家間摩擦、気候変動に伴う大規模災害の発生の蓋然性といったコーストガード機関やコーストガード機能の拡大、普遍化の背景となっている事象が、今後大きく変化することは考えられないことから、コーストガード制度に関するこの普遍化傾向が今後も続くものと見込まれる。

そのような状況の中で、世界海上保安機関長官級会合においては、コーストガード機関が目指す海洋の安全及び平和そして美しい海洋環境は、国際社会の幸福と繁栄に不可欠なものであるとの認識が共有されている。コーストガード制度の普遍化という世界的な動きをより効果的に国際社会の幸福と繁栄に繋げるためにも、各国や国際社会においては、以下のような努力が必要になってくると考えられる。

(1) コーストガード機能の強化促進

前述のとおり、コーストガード機関は国際社会における公共財的性格を有することから、コーストガード機関の設立やその能力向上を支援することは地域や世界の平和・安定の向上に貢献する。とりわけ、海上交通の安全が阻害されている海域や国際犯罪等の脅威が高まっている海域周辺の沿岸国のコーストガード機能を高めることは、国際社会全体の利益に繋がるものである。例えば、現在、ソマリアやアデン湾周辺海域では各国の海軍等の連携による海賊対策が実施されているが、沿岸国自身、あるいは沿岸国の連携による海上法執行活動が実施されれば、それぞれの沿岸国の領域内での対応や国内の海賊発生要因の軽減対策と連動した対策となり、より効果的である。アフリカと同様に1990年代に海賊・武装強盗が急増した東南アジア周辺において、沿岸国の対策強化

によって海賊が急減したことがそれを証明している。

このため、海上交通の安全確保や国際犯罪の拡大防止等に向けて、コーストガード機関の設立、強化を国際社会が連携して支援することが望まれる。また、その過程においては、できる限り支援内容の重複を避け、効率、効果的な支援に繋がるように努めなければならない。

そのようなコーストガード機能強化の核となるべきものが人材育成であるが、これについては、世界海上保安機関長官級会合においても、「地球規模の課題に対応できる人材の育成に向けた取組み」がその検討テーマの一つとなっており、その議論の進展に期待される場所である。また、これまでの国際連携による人材育成の取組みとして、欧州海上保安機能フォーラム（ECGFF）による海上保安機能訓練ネットワーク（ECGF TRAINING NETWORK）の下で進められているコーストガード機関職員の教育・訓練に関する情報共有、連携⁴⁸や海上保安庁、マレーシア海上法令執行庁（MMEA）及び国際協力機構（JICA）が連携してマレーシアの MMEA 研修訓練センター（AMSAS）において実施した東南アジア・アフリカ諸国のコーストガード機関職員を対象とする海上犯罪対処能力向上のための研修⁴⁹等がその先進事例として参考になると考えられる。

（2）コーストガード機関の連携基盤の強化

国境を越える脅威に対抗するためには、もはや一国のみの対応では困難であり、コーストガード機関間の更なる連携が不可欠である。現在、コーストガード機関の多国間会合や二国間会合、あるいは国際機関間の連携⁵⁰を通じて、救難や災害対応時の共同オペレーションのみならず、治安分野における情報共有、共同パトロール、国際犯罪摘発の共同オペレーション等の具体的協力が進展している。今後、各地域での好事例の情報共有等を通じて、コーストガード機関間の連携の更なる進展が望まれる。

この場合、救難・防災の分野については、「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約（SAR条約）」、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（OPRC条約）」といった国際協力の法的枠組みの整備が進んでいるが、海上法執行の分野については、海賊等の一部の国際犯罪を除き、公海上の旗国主義の原則があり、公海上の脅威船舶に対して各国が連携して取締りを行うためには一定の制約がある。このため、世界共通の脅威となっている犯罪行為に対する公海上の法執行を協力して行うことを容易にするような法的基盤の強化が望まれるが、それまでは、犯罪供与船舶に関する情

報の共有、領域を越えた犯罪供与船舶の追跡における協力等、様々な連携の工夫が必要である。

また、昨今問題となっている公海上の難民船や新型コロナウイルス感染者が多数発生したクルーズ船のような事案においては、対応責任国である旗国が不明であること、あるいは、旗国のみの対応では迅速・的確な対応が困難になることも想定されるため、これらの事案に国際社会が的確に対応するための法的基盤や、各国のコストガード機関等の関係機関が連携して対応する工夫が必要である。

(3) 関係部門間の連携

前述のように、コストガード機関は、薬物取締りにおける税関当局、薬物取締り当局、陸上警察等、また、漁業取締りにおける漁業管理当局といった関係機関との業務重複性を持つ。それ故に、新たにコストガード機関を立ち上げ、あるいはコストガード機関の能力を強化する場合にあっては、ややもすると、既存組織との間で権限や予算の配分をめぐる軋轢を生じる可能性があるが、できる限りこれを避け、より効果的な海上の安全、治安及び環境保護に向けて国内の関係機関間の連携と最適な資源配分の確保が不可欠である。

更に、国内にコストガード機関と海軍等の軍事・防衛機関の両方を有する国においては、平時における海上監視や捜索救難活動においてコストガード機関と海軍等が共同して活動することが多く、また、自国の平和及び安全に対する侵害への対応が、法執行による対応の局面から自衛権の発動の局面に移行する場合もあることから、効果的な共同活動の実施や円滑な対応局面移行を可能とするためには、コストガード機関と海軍等の緊密な連携体制が不可欠である。

また、これらの海上において活動を行う全ての機関は、その業務遂行に当たって、海上の船舶等の動静を把握することが不可欠である。このような海洋状況把握 (Maritime Domain Awareness (MDA)) を各機関が個々に行うことは不効率であることから、今後、各国において、国内の海洋状況把握を統合して行う取り組みが進むものと考えられる。

このような関係部門間の連携の必要性は、国内のみならず、国際的な局面においても同様である。警察、税関、海軍等の世界的にその制度が普遍化した部門においては、国際機関を含め、様々な国際的ネットワークが存在するが、コストガード機関のネットワーク作りは未だ初期的な段階である。今後、その進展に応じて、犯罪者や犯罪関連船舶の情報共有等といった関係部門ネットワ

ーク間の国際的な連携体制の構築も長期的な課題になってくると思われる。

一方、各国内の各部門にまたがる海洋状況把握 (MDA) の分野においては、各国国内の船舶動静把握に関する情報共有の取組みが進展しており、今後は、国際社会が協力して海洋状況把握能力を向上させる動きが加速するものと予想される。

その他、現在、世界の様々な海域において、海賊や薬物密輸の取締り等の海上法執行活動が多国間の海軍等の連携により実施されているが、今後、コーストガード機関の設立の拡大やその連携が進展した場合には、複数国の海軍等とコーストガード機関が協働して海賊対処等の活動に当たることも想定される場所であり、そのようなケースにおける連携手法についても検討が必要になってくると考えられる。

10. おわりに

本稿においては、世界海上保安機関長官級会合の参加機関の分析及び各地域におけるコーストガード機関の連携、協力の状況の取りまとめを通じて、海上保安機関 (コーストガード機関) 及び海上保安制度 (コーストガード制度) の発展の現状について見てきた。

現在、コーストガード機関の拡大、普遍化や地域レベルでのコーストガード機関間の連携が急速に進んでいるが、世界的な連携については、世界海上保安機関長官級会合により、その途に就いたばかりである。今後、このような地域レベル、世界レベルでのコーストガード機関の連携、協力が一層進み、海上における法の支配を通じた世界の平和、安定、発展に大きく貢献していくことが期待される。

最後に、本稿作成に当たり、様々なご支援をいただいた公益財団法人海上保安協会の皆様に深く感謝申し上げたい。

参考文献

- ¹ 海上保安庁、日本財団「史上最大！七つの海と五大陸から84の海上保安機関等の代表が結集～「第2回世界海上保安機関長官級会合」（結果概要）」広報資料、2019年11月21日。
- ² プラブハカラン・パレリ (Prabhakaran Paleri) 「Coast Guards of the World and Emerging Maritime Threats」『海洋政策研究、2009年特別号』（海洋政策研究財団）。
- ³ 日本財団、海上保安庁「世界初の「世界海上保安機関長官級会合」を開催しました（結果概要）」広報資料、2017年9月14日。
- ⁴ パレリ「Coast Guard of the World and Emerging Maritime Threats」51頁、125-128頁。
- ⁵ European Coast Guard Functions Training Network, “Coast Guard Functions” <<https://ecgf.efca.europa.eu/coast-guard-functions>>, accessed on December 17, 2020.
- ⁶ Sam Bateman, “Coast Guards: New Forces for Regional Order and Security”, Asia Pacific Issues, Analysis from the East-West Center, No.65 (January 2003), p.3.
- ⁷ Food and Agriculture Organization of the United Nations, “Illegal, Unreported and Unregulated (IUU) fishing” <www.fao.org/iuu-fishing/en/>, accessed on September 6, 2020. 国連食糧農業機関 (UNFAO) によると、IUU 漁業による漁獲量は年間2,600万トン（100～230億米ドル相当）に上る。
- ⁸ Department of Economic and Social Affairs, United Nations, “The 17 Goals, Sustainable Development” <<https://sdgs.un.org/goals>>, accessed on September 14, 2020.
- ⁹ Nigerian Maritime Administration and Safety Agency, “Maritime Training: Navy, NIMASA to Align Curricula” <<https://nimasa.gov.ng/maritime-training-navy-to-align-curricula/>>, accessed on December 19, 2020.
- ¹⁰ Republic of the Philippines, “An Act Establishing the Philippine Coast Guard as an Armed and Uniformed Service Attached to the Department of Transportation and Communications, thereby repealing Republic Act No.5173, as amended, and for other purposes, Section 2,” July 27, 2009; and Kingdom of Norway, “Lov om Kystvakten (kystvaktloven), § 10- § 12, “ November 5, 1999.

-
- ¹¹ Pakistan Coast Guard <<https://www.pakistancoastguards.gov.pk>>, accessed on December 17, 2020.
- ¹² David Adekunle, “NIMASA partners with Nigerian Navy on Maritime Training”, VON, July 6, 2020
<<https://www.von.gov.ng/mimasa-partners-with-nigerian-navy-on-maritime-training/>>, accessed on July 14, 2020.
- ¹³ Australian Border Force, “Maritime Border Command”
<<https://www.abf.gov.au/about-us/what-we-do/border-protection/maritime>>, accessed on September 14, 2020.
- ¹⁴ Coast guard, “Goal”
<<https://kwgc.be/en/content/goal>>, accessed on December 19, 2020.
- ¹⁵ Gouvernement Liberté Égalité Fraternité, “Secrétariat general de la mer”
<<https://www.gouvernement.fr/secretariat-general-de-la-mer-sgmer>>, accessed on September 15, 2020.
- ¹⁶ Das Maritime Sicherheitszentrum
<https://www.msz-cuxhave.de/DE/Home/home_node.html>, accessed on September 15, 2020.
- ¹⁷ Haute autorité chargée de la coordination de la sécurité maritime, de la sûreté maritime et de la protection de l’environnement marin, “Presentaion”
<<http://www.hassmar.gouv.sn/content/presentation>>, accessed on December 19, 2020.
- ¹⁸ Thai Maritime Enforcement Command Center
<<http://www.thai-mecc.go.th/>>, accessed on September 16, 2020.
- ¹⁹ United States Coast Guard, “Historian’s Office”
<<https://www.history.uscg.mil/>>, accessed on March 25, 2020; and Turkish Coast Guard Command, “History” <<https://en.sg.gov.tr/history>>, accessed on April 8, 2020.
- ²⁰ Estado argentine, “Historia: Autoridad Marítima Argentino”
<<https://www.argentina.gob.ar/prefectura naval/historia>>, accessed on September 16, 2020 ; and Guardia Costiera, “Our History” <<https://www.guardiacostiera.gov.it/en/Pages/organization-s-history.aspx>>, accessed on April 7, 2020.
- ²¹ Philippine Coast Guard, “Legacies” 29

-
- < <http://www.coastguard.gov.ph/index.php/transparency/about-us/legacies> > , accessed on April 9, 2020.
- ²² Canh sat bien Viet Nam, “Cuc Canh sat bien Viet Nam 15 nam xay dung va truong thanh” < <http://canhsatbien.vn/wps/portal/truyen-thong/cuc-canhsat-bien-viet-nam-15-nam-xay-dung-va-trung-thanh> > , accessed on December 10, 2020.
- ²³ Seychelles People’s Defence Forces, “Seychelles Coast Guard” < <http://www.spdf.sc/about-scg/> > , accessed on April 9, 2020.
- ²⁴ 越智均、四元吾朗「中国海上法執行機関の動向について－中国海警局成立後の海警事情を中心として－」『海保大研究報告』第59巻第2号、123頁。
- ²⁵ MIA Border Police of Georgia, “Coast Guard Department” < <http://bpg.gov.ge/en/coast-guard> > , accessed on September 22, 2020. ; and Alexandra Kuimova and Siemon T. Wezeman, “Georgia and Black Sea Security”, SIPRI Background Paper(December 2018), p.7.
- ²⁶ John Coyne, “Australia’s Northern Surveillance,” Australian Strategic Policy Institute, Originally Published by Asia Pacific Security Magazine, September 26, 2019 < <https://www.aspi.org.au/opinion/australias-nothern-surveillance> > , accessed on September 19, 2020.
- ²⁷ Ministry of National Security, Government of the Republic of Trinidad and Tobago, “History” < <http://www.nationalsecurity.gov.tt/About/History> > , accessed on September 18, 2020.
- ²⁸ Alfurkon Setiawan, “President Jokowi Officially Established the Maritime Security Agency,”; Cabinet Secretaria of the Republic of Indonesia, December 16, 2014 < <https://setkab.go.id/en/president-jokowi-officially-established-the-maritime-security-agency/> > , accessed on December 7, 2020.
- ²⁹ Coast guard, “History” < <https://kustwacht.be/en/content/history> > , accessed on December 19, 2020.
- ³⁰ Secrétariat Général de la Mer (SGMER), Gouvernement Liberté Égalité Fraternité, “Centre opérationnel de la fonction garde côtes (COFGC)” < <https://www.gouvernement.fr/centre-operational-de-la-fonction-garde-cotes-cofgc-2956> > , accessed on September 19, 2020.
- ³¹ Maritime Safety and Security Centre, “Milestones of the Maritime Safety and Security Centre” < <http://www.mszy>

-
- cuxhaven.de/EN/MSZ/Meilensteine_Milestones/meilensteine_node.html>, accessed on December 19, 2020.
- ³² Haute autorité chargée de la coordination de la sécurité maritime, de la sûreté maritime et de la protection de l'environnement marin, "Presentaion" <<http://www.hassmar.gouv.sn/content/presentation>>, accessed on December 19, 2020.
- ³³ Scott Edwards, "From Coordination to Command: Making Thailand's Maritime Security Governance More Efficient?", Safeseas (October 22, 2019) <<http://www.safeseas.net/from-coodination-to-command-making-thailands-maritime-security-governance-more-efficient/>>, accessed on September 19, 2020.
- ³⁴ Azer Parrocha, "Duterte appoints new PCG commandant," Philippine News Agency, June 1, 2020 <<https://www.pna.gov.ph/articles/1104573>>, accessed on September 22, 2020.
- ³⁵ Zoe Reynolds, "Indonesia's new coastguard announced," Safety at Sea (May 13, 2019) <<https://safetyatsea.net/news/2019/indonesias-new-coastguard-announced/>>, accessed on September 22, 2020.
- ³⁶ Prashanth Parameswaran, "Managing the Rise of Southeast Asia's Coast Guards," Wilson Center (February 2019), pp.4-5.
- ³⁷ Ibid., pp.2-4; Sanley Byron Weeks, "Enhancing Maritime Law Enforcement in the Pacific," Canadian Naval Review, Vol.11, Number1(2015), p.24.
- ³⁸ 海上保安庁編『海上保安レポート 2019』（2019年5月14日）141頁。
- ³⁹ United States Coast Guard, U.S. Department of Homeland Security, "International Mobile Training Branch" <<https://www.forcecom.USCG.mil/Our-Organization/FORCECOM-UNIT/TraCen-Yorktown/Inteernational-Training/International-Mobile-Training-Branch/>>, accessed on September 19, 2020.
- ⁴⁰ 海上保安庁編『海上保安レポート 2020』（2020年5月）125頁。
- ⁴¹ Turkish Coast Guard Command, Ministry of Interior, Republic of Turkey, "Black Sea Littoral States Border/Coast Guard Agencies Cooperation Forum (BSCF)" <<https://en.sg.gov.tr/bscf>>, accessed on December 19, 2020.
- ⁴² 海上保安庁編『海上保安レポート 2020』125頁。

-
- 43 Canadian Coast Guard, Government of Canada, “North Atlantic Coast Guard Forum”
< <https://www.ccg-gcc.gc.ca/corporation-information-organisation/pertnerships-partenariats/atlantic-forum-eng.html> >, accessed on September 20, 2020.
- 44 European Coast Guard Functions Forum < <https://ecgff.emsa.europa.eu> >, accessed on September 20, 2020.
- 45 European Maritime Safety Agency, “MCGFF Plenary Conference 2019” < <http://emsa.europa.eu/safemed-iv-project/350-safemed-iv-componet-7/3581-mcgff-plenary-conference-2019.html> >, accessed on September 20, 2020. ; and Turkish Coast Guard Command, Ministry of Interior, Republic of Turkey, “Mediterranean Coast Guard Functions Forum (MCGFF)” < <http://en.sg.gov.tr/mcgff> >, accessed on September 20, 2020.
- 46 The Arctic Coast Guard Forum < <https://www.arcticcoastguardforum.com/> >, accessed on September 20, 2020.
- 47 「EU の欧州国境沿岸警備隊とは？」 駐日欧州連合代表部
< <http://eumag.jp/questions/f0216/> > 2020 年 9 月 21 日アクセス。
- 48 European Coast Guard Functions Training Network, “What is ECGF Training Network” < <https://ecgf.efca.europa.eu/about> >, accessed on December 19, 2020.
- 49 海上保安庁『東南アジア・アフリカ諸国の海上犯罪対処能力の向上を目指す』 広報資料、2019 年 9 月 9 日。
- 50 Frontex, “Pilot Project “Creation of a European Coastguard Function”” < https://frontex.europa.eu/assets/Publications/General/Final_Report_EUCG.pdf >, accessed on September 28, 2020. 欧州国境沿岸警備機関 (FRONTEX)、欧州漁業管理機関 (EFCA) 及び欧州海上安全庁 (EMSA) の間では、2017 年までに、コーストガード機能に関する情報共有、監視、能力向上支援、危険評価、能力共有分野における連携のパイロットプロジェクト「Pilot Project “Creation of a European Coastguard Function”」が行われている。

No.	国名	参加機関	参加機関所属組織	参加	機関	状況	船体	状況	備考
				組織 形態	設立年	CG 英称	主な 塗色	ストライプ 有無	
31	Republic of Kenya ケニア共和国	Kenya Coast Guard Service ケニア沿岸警備隊	Ministry of Interior and Coordination of National Government 内務省及び政府全体の調整	独立	2018	○	鼠	○	○ 既存の組織を基盤とすることなく、新たに設立
32	Republic of Kiribati キリバス共和国	Kiribati Police Service キリバス警察隊	Office of the President 大統領室	警傘	1993*		鼠		○ 1993*年、Maritime Unit 設置
33	Republic of Korea 大韓民国	Korea Coast Guard 海洋警察庁	Ministry of Oceans and Fisheries 海洋水産部	独立	1953	○	白	○	○ 既存の組織を基盤とすることなく、新たに設立
34	Republic of Madagascar マダガスカル共和国	Malagasy Navy マダガスカル海軍	Ministry of National Defense and the Joint Staff of Malagasy Armed Forces 国防省及び統合軍本部	軍傘	1981		鼠		
35	Malaysia マレーシア	Malaysian Maritime Enforcement Agency マレーシア海上法令執行庁	Ministry of Home Affairs 内務省	独立	2006	○	白	○	○ 既存の組織を基盤とすることなく、新たに設立 ○ 現在では Coast Guard と同名乗る。 ○ マレーシア海上法令執行庁 (MMEA)、海上保安庁及び国際協力機構が連携して、MMEA 訓練研修施設にて、東南アジア・アフリカ諸国「コストガード」機関職員に対し、海上犯罪対処能力向上のための研修を実施している。
36	Republic of Maldives モルディブ共和国	Maldives National Defense Force Coast Guard モルディブ国防軍沿岸警備隊	Ministry of Defence and National Security 国防及び国家安全保障省	軍傘	1980	○	鼠	○	○ 海軍が存在せず、「コストガード」機能に合わせて軍事機関としての機能を持つ。
37	Republic of the Marshall Islands マーシャル諸島共和国	Marshall Islands Police Department マーシャル諸島警察局		警傘			鼠	○	
38	Republic of Mauritius モーリシャス共和国	National Coast Guard 国家沿岸警備隊	Mauritius Police Force モーリシャス警察隊	警傘	1987	○	鼠	○	
39	United Mexican States メキシコ合衆国	Mexican Navy メキシコ海軍	Secretariat of the Navy 海軍事務局	軍傘			鼠	*	*:一部船艇に「沿岸警備隊 (GUARDIA COSTERA)」の表示及びストライプあり。
40	Republic of the Union of Myanmar ミャンマー連邦共和国	Department of Marine Administration 海事局	Ministry of Transport and Communications 運輸通信省	独立	1930			*	*: 警察船艇は白、ストライプあり。
41	Republic of Nauru ナウル共和国	Nauru Police Service ナウル警察	Office of the President 大統領府	警傘					
42	New Zealand ニュージーランド	New Zealand Defence Force ニュージーランド国防軍		軍傘	1941		鼠		
43	Federal Republic of Nigeria ナイジェリア連邦共和国	Nigerian Maritime Administration and Safety Agency ナイジェリア海事安全庁	Ministry of Transportation 運輸省	独立調整	2006		白	○	○ 主として海事行政を担う組織であるが、庁内に海上保安司令部 (Maritime Guard Command) を設置し、海軍船艇等も運用しながら海賊対策等の海上保安業務を実施
44	Niue ニウエ	Niue Police ニウエ警察		警傘			他		
45	Kingdom of Norway ノルウェー王国	Norwegian Coast Guard ノルウェー沿岸警備隊	Royal Norwegian Navy Ministry of Defence 王立ノルウェー海軍 国防省	軍傘	1977	○	鼠		○ 海軍の下部組織、専任的に海上保安業務を実施 ○ 関係行政機関所管の法律の執行権限を持つ。
46	Islamic Republic of Pakistan パキスタン・イスラム共和国	Pakistan Maritime Security Agency パキスタン海上警備庁	Ministry of Defence 国防省	独立	1987		白	○	○ 自らの船艇等の実働勢力により、Coast Guard を名乗る組織と同様の業務を行っている。 ○ 関係行政機関所管の法律の執行権限を持つ。
47	Republic of Palau パラオ共和国	Bureau of Maritime Security and Fish and Wildlife Protection 海上保安・魚類野生動物保護局	Ministry of Justice 司法省	独立	1993		白	○	○ 自らの船艇等の実働勢力により、Coast Guard を名乗る組織と同様の業務を行っている。
48	Independent State of Papua New Guinea バブアニューギニア独立国	Papua New Guinea Defence Force バブアニューギニア国防軍	Ministry of Defence 国防省	軍傘			鼠		

参加機関状況、船体状況及び備考に関する凡例

組織形態		設立年	CG 英称	主な船体塗色		船首部のストライプの有無		備考
独立	上部機関が実働勢力を有しない機関であって以下の機関形態以外の機関	空欄 不明	○ 英語で「コストガード」を名乗っている機関	白	白色	○	有り	コストガード 機関 海上保安業務 コストガード 機能 船艇、航空機等の実働勢力を用いて、戦時以外の状況において、海上の安全、治安及び環境保護の業務を総合的に、あるいはその一部分を実施している機関 海上の安全、治安及び環境保護に関する業務 海上保安業務を行う機能
軍傘	軍事機関本体又はその傘下の実働勢力を有する機関		空欄 不明	鼠	鼠色	空欄	不明	
国傘	国境警備機関本体又はその傘下の実働勢力を有する機関			他	白又は鼠色以外			
治傘	治安機関本体又はその傘下の実働勢力を有する機関			空欄	不明			
警傘	警察機関本体又はその傘下の実働勢力を有する機関							

各国コーストガード機関 船艇写真例

Argentine Republic アルゼンチン共和国

Prefectura Naval Argentina (Argentine Coast Guard) アルゼンチン沿岸警備隊



出典：アルゼンチン沿岸警備隊 facebook <https://es-la.facebook.com/prefecturanaval/photos/a.204979399672505/811450612358711/?type=3&theater> (2021.2.8 アクセス)

Australia オーストラリア連邦

Australian Border Force (ABF) オーストラリア国境警備隊



出典：Australian High Commission New Delhi <https://india.embassy.gov.au/ndli/pa08a17.html> (2021.2.4 アクセス)

People's Republic of Bangladesh バングラデシュ人民共和国

Bangladesh Coast Guard バングラデシュ沿岸警備隊



出典：バングラデシュ沿岸警備隊 HP www.coastguard.gov.bd/site/photogallery/79b7549d-c543-454b-b122-bb68eaf5b6bf/bd-Coast-Guard-Ships (2021.2.8 アクセス)

Canada カナダ

Canadian Coast Guard カナダ沿岸警備隊



出典：カナダ沿岸警備隊 HP <https://inter-j01.dfo-mpo.gc.ca/fdat/vessels/3> (2021.2.8 アクセス)

Republic of Djibouti ジブチ共和国

Djibouti Coast Guard ジブチ沿岸警備隊



出典：JICA ODA HP <https://www.jica.go.jp/oda/project/1361050/index.html> (2021.2.8 アクセス)

French Republic
フランス共和国

Secretary General for the Sea
(SGMer)
海洋事務総局



出典：海洋事務総局 Twitter

<https://twitter.com/MarineNationale/status/1320773871457472513/photo/2> (2021.2.6 アクセス)

Georgia
ジョージア

Georgian Coast Guard
ジョージア沿岸警備隊



出典：ジョージア沿岸警備隊 HP

<http://bpg.gov.ge/en/photo-video-gallery/photo-gallery/coast-guard1.page> (2021.2.8 アクセス)

Federal Republic of
Germany
ドイツ連邦共和国

German Federal Police
ドイツ連邦警察



傘下船艇が Küstenwache des Bundes (沿岸警備隊) の一部を構成

出典：ドイツ連邦警察 HP

https://www.bundespolizei.de/Web/DE/05Die-Bundespolizei/03Organisation/02Direktionen/BadBramstedt/Kuestenwache/kuestenwache_node.html (2021.2.8 アクセス)

Federal Republic of
Germany
ドイツ連邦共和国

The Federal Agency for
Agriculture and Food
連邦農業食糧庁



傘下船艇が Küstenwache des Bundes (沿岸警備隊) の一部を構成

出典：連邦農業食糧庁 HP

https://www.ble.de/SharedDocs/Bilder/DE/Meldungen/2019/190509_Seadler.jpg?__blob=wide&v=4 (2021.2.12 アクセス)

Hellenic Republic
ギリシャ共和国

Hellenic Coast Guard
ギリシャ沿岸警備隊



出典：ギリシャ沿岸警備隊 facebook <https://www.facebook.com/130154521008021/photos/a.130154747674665/130154731008000/?type=1&theater> (2021.2.12 アクセス)

Republic of Iceland
アイスランド共和国

Icelandic Coast Guard
アイスランド沿岸警備隊



出典：アイスランド沿岸警備隊 HP <https://www.lhg.is/english/about-us/>(2021.2.8 アクセス)

India
インド

Indian Coast Guard
インド沿岸警備隊



出典：インド沿岸警備隊 facebook https://scontent-nrt1-1.xx.fbcdn.net/v/t1.0-9/130714239_824691121718297_1691816299556798690_o.jpg?_nc_cat=110&ccb=2&_nc_sid=110474&_nc_ohc=tUBqxhvb_gQAX8-w3Ya&_nc_ht=scontent-nrt1-1.xx&oh=9ec030cf8bec881d3a465267ed6675e&oe=60454986 (2021.2.6 アクセス)

Republic of Indonesia
インドネシア共和国

BAKAMLA RI
(Indonesian Coast Guard)
インドネシア海上保安機構



出典：インドネシア海上保安機構 Twitter <https://twitter.com/humasbakamlari?lang=en> (2021.2.8 アクセス)

Italian Republic
イタリア共和国

Italian Coast Guard
イタリア沿岸警備隊



出典：イタリア沿岸警備隊 HP <https://www.guardiacostiera.gov.it/mezzi-e-tecnologie/classe-dattilo-940> (2021.2.9 アクセス)

Japan
日本

Japan Coast Guard
海上保安庁



出典：海上保安庁 HP <https://www.kaiho.mlit.go.jp/soubi-yosan/sentei/ship.html> (2021.1.4 アクセス)

Republic of Korea
大韓民国

Korea Coast Guard
海洋警察庁



出典：韓国海洋警察庁 HP

<https://www.kcg.go.kr/kcg/si/sub/info.do?page=2857&mi=2857> (2021.2.8 アクセス)

Republic of Maldives
モルディブ共和国

Maldives National Defense
Force Coast Guard
モルディブ国防軍沿岸警備隊



出典：モルディブ国防軍沿岸警備隊 facebook <https://www.facebook.com/mndfcg/photos/a.256377161137050/1113460865428671/?type=3&theater> (2021.2.8 アクセス)

Malaysia
マレーシア

Malaysian Maritime
Enforcement Agency
マレーシア海上法令執行庁



出典：マレーシア海上法令執行庁 HP

https://www.mmea.gov.my/eng/images/ariimageslider/10_slideshow_kapal_new.jpg
(2021.2.12 アクセス)

Federal Republic of Nigeria
ナイジェリア連邦共和国

Nigerian Maritime
Administration & Safety
Agency (NIMASA)
ナイジェリア海事安全庁



出典：ナイジェリア海事安全庁 facebook

<https://www.facebook.com/nimasaofficial/photos/2736913339723666> (2021.2.6 アクセス)

Republic of Palau
パラオ共和国

Bureau of Maritime Security
and Fish and Wildlife Protection
海上保安・魚類野生動物保護局



出典：公益社団法人 日本海難防止協会 HP

https://www.nikkaibo.or.jp/pdf/575_2017-3.pdf (2021.2.12 アクセス)

Republic of Peru
ペルー共和国

**General Directorate of
Captaincies and Coast Guard
(DICAPI)**
港務沿岸警備総局



出典：ペルー港務沿岸警備総局（DICAPI）HP
<https://www.dicapi.mil.pe/> (2021.2.13 アクセス)

**Republic of the
Philippines**
フィリピン共和国

Philippines Coast Guard
フィリピン沿岸警備隊



出典：フィリピン沿岸警備隊 facebook https://scontent-nrt1-1.xx.fbcdn.net/v/t1.0-9/129722208_658875658114425_2972893718792024850_o.jpg?_nc_cat=109&ccb=3&_nc_sid=8024bb&_nc_ohc=cmNBmAauG5AAX8O4A2t&_nc_ht=scontent-nrt1-1.xx&oh=dad8eda6892745abf5b663ffc73508f7&oe=604CFE6D (2021.2.13 アクセス)

Romania
ルーマニア

Romanian Border Police
ルーマニア国境警察



出典：ルーマニア国境警察 facebook <https://www.facebook.com/politiadefrontiera/photos/a.375938032452384/375941469118707/?type=1&theater> (2021.2.8 アクセス)

**Saint Christopher and
Nevis**
セントクリストファー・ネビス

**Saint Kitts and Nevis
Defence Force Coast Guard**
**セントキッツ・アント・ネビス
国軍沿岸警備隊**



出典：セントキッツ・アント・ネビス国軍沿岸警備隊 HP <http://rsvgpf.gov.vc/rsvgpf/index.php/svg-coast-guard-service/history-cg/memorable-events> (2021.2.6 アクセス)

Kingdom of Spain
スペイン王国

**Spanish Guardia Civil
Servicio Maritimo**
スペイン治安警察海上部門



出典：スペイン治安警察海上部門 HP <https://www.guardiacivil.es/es/institucional/Conocenos/especialidades/ServicioMaritimo/index.html> (2021.2.6 アクセス)

Kingdom of Thailand
タイ王国

The Marine Department
海事局



傘下船艇がタイ海上法令執行司令センター（Thai-MECC）の調整を受ける
出典：ASEAN（東南アジア諸国連合）HP <http://aseanregionalforum.asean.org/wp-content/uploads/2019/01/ANNEX-7-10th-ism-on-ms.pdf>（2021.2.4 アクセス）

Kingdom of Thailand
タイ王国

The Fishery Department
漁業局



傘下船艇がタイ海上法令執行司令センター（Thai-MECC）の調整を受ける
出典：ASEAN（東南アジア諸国連合）HP <http://aseanregionalforum.asean.org/wp-content/uploads/2019/01/ANNEX-7-10th-ISM-on-MS.pdf>（2021.2.4 アクセス）

Republic of Turkey
トルコ共和国

Turkish Coast Guard Command
トルコ沿岸警備隊



出典：トルコ沿岸警備隊 HP
<https://en.sg.gov.tr/coast-guard-corvettes>（2021.2.7 アクセス）

United States of America
アメリカ合衆国

United States Coast Guard
アメリカ沿岸警備隊



出典：米国国防省 HP <https://media.defense.gov/2019/Apr/15/20021164621-1/-1/0/180729-G-ZV557-1190.JPG>（2021.2.7 アクセス）

Republic of Vanuatu
バヌアツ共和国

Vanuatu Police Force
バヌアツ警察



出典：バヌアツ警察 HP
<https://police.gov.vu/about-us/police-maritime-wing>（2021.2.7 アクセス）

参加国・地域・国際機関
Participants of Nations, Resion, International Organizations

地域 Resion	番号 Number	国・地域・国際機関名 Name of Nation, Resion, International Organization	組織名 Name of Organization
北米 North America	1	アメリカ合衆国 United States of America	アメリカ沿岸警備隊 United States Coast Guard
	2	カナダ Canada	カナダ沿岸警備隊 Canadian Coast Guard
中南米 Latain America	3	コスタリカ共和国 Republic of Costa Rica	コスタリカ沿岸警備隊 Costa Rica Coast Guard
アジア Asia	4	大韓民国 Republic of Korea	韓国海洋警察庁 Korea Coast Guard
	5	中華人民共和国 People's Republic of China	中国海警局 China Coast Guard
	6	香港 Hong Kong	香港警察／海上部 Marine Region, Hong Kong Police Force
	7	ベトナム社会主義共和国 Socialist Republic of Vietnam	ベトナム沿岸警備隊 Vietnam Coast Guard
	8	フィリピン共和国 Republic of the Philippines	フィリピン沿岸警備隊 Philippine Coast Guard
	9	ブルネイ・ダルサラーム国 Brunei Darussalam	ブルネイ王立警察 Royal Brunei Police Force
	10	シンガポール共和国 Republic of Singapore	シンガポール海事港湾管理局 Maritime and Port Authority of Singapore
	11	マレーシア Malaysia	マレーシア海上法令執行庁 Malaysian Maritime Enforcement Agency
	12	インドネシア共和国 Republic of Indonesia	インドネシア沿岸警備隊(インドネシア海上保安機構) Badan Keamanan Laut Republik Indonesia
			インドネシア海上航空警察 Indonesia Marine and Air Police Corps
			インドネシア運輸省海運総局警備救難局 Indonesia Sea and Coast Guard, Directorate General of Sea Transportation, Ministry of Transportation
	13	カンボジア王国 Kingdom of Cambodia	カンボジア国家警察 Cambodia National Police
	14	タイ王国 Kingdom of Thailand	タイ海事局 Marine Department of Thailand
			タイ国家警察／海上警察部 Marine Police Division, Royal Thai Police
	15	ラオス人民民主共和国 Lao People's Democratic Republic	ラオス公安省 Ministry of Public Security
	16	ミャンマー連邦共和国 Republic of the Union of Myanmar	ミャンマー海事局 Department of Marine Administration

アジア Asia	17	バングラデシュ人民共和国 People's Republic of Bangladesh	バングラデシュ沿岸警備隊 Bangladesh Coast Guard
	18	インド India	インド沿岸警備隊 Indian Coast Guard
	19	スリランカ民主社会主義共和国 Democratic Socialist Republic of Sri Lanka	スリランカ沿岸警備隊 Sri Lanka Coast Guard
	20	パキスタン・イスラム共和国 Islamic Republic of Pakistan	パキスタン海上保安庁 Pakistan Maritime Security Agency
	21	モルディブ共和国 Republic of Maldives	モルディブ国防軍 Maldives National Defence Force
	22	アゼルバイジャン共和国 Republic of Azerbaijan	アゼルバイジャン国家国境庁 State Border Service of the Republic Azerbaijan
	23	日本 Japan	海上保安庁 Japan Coast Guard
大洋州 Oceania	24	オーストラリア連邦 Australia	オーストラリア国境警備隊 Australian Border Force
	25	パラオ共和国 Republic of Palau	パラオ司法省／海上保安・魚類野生生物局 Bureau of Maritime Security and Fish & Wildlife, Ministry of Justice
	26	フィジー共和国 Republic of Fiji	フィジー国軍 Fiji Military Forces
	27	ニュージーランド New Zealand	ニュージーランド王立海軍 Royal New Zealand Navy
中東 Middle East	28	トルコ共和国 Republic of Turkey	トルコ沿岸警備隊 Turkish Coast Guard
欧州 Europe	29	ジョージア Georgia	ジョージア内務省国境警察／沿岸警備隊 Coast Guard Department/Ministry of Internal Affairs, Border Police of Georgia
	30	ポルトガル共和国 Portuguese Republic	ポルトガル海軍 Portuguese Navy
	31	ロシア連邦 Russian Federation	ロシア連邦保安庁国境警備局 Border Service of the Federal Security Service of the Russian Federation
	32	フランス共和国 French Republic	フランス首相府海洋事務総局 Secretariat General for the sea
アフリカ Africa	33	ジブチ共和国 Republic of Djibouti	ジブチ沿岸警備隊 Djibouti Coast Guard
	34	ナイジェリア連邦共和国 Federal Republic of Nigeria	ナイジェリア海事安全庁 Nigerian Maritime Administration and Safety Agency
	35	ケニア共和国 Republic of Kenya	ケニア海事局 Kenya Maritime Authority
国際機関 International Organization	36	アジア海賊対策地域協力協定 情報共有センター ReCAAP-ISC	
	37	国際海事機関 International Maritime Organization	
	38	欧州海上安全庁 European Maritime Safety Agency	

*1: アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP: Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia)

世界海上保安機関長官級会合議長総括

2017年9月14日、於東京

1. アジア、オセアニア、アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ及び他の地域の海上保安機関及び海上保安機能を有する機関（以後：海上保安機関等と称す）の長は、2017年9月14日に東京で開催された世界海上保安長官級会合に出席した。本会合の議長は日本国海上保安庁、中島敏長官が務めた。
2. 海上保安機関等の長は、海洋の安全及び平和そして美しい海洋環境は、国際社会の幸福と繁栄に不可欠なものと認識した。
3. 海上保安機関等の長は、海上の安全の確保、遭難と災害対応の準備、海洋環境保全、そして国際海洋法のもと海洋における法の支配に基づいた、海洋の秩序を保つことは世界中の人々が安心して海を利用し様々な恩恵を享受するための不可欠な基盤であることを再確認した。
4. 海上保安機関等の長は、近年の環境変化がより深刻な災害をもたらし、また航行環境にも影響を与える可能性があることを憂慮した。
5. 海上保安機関等の長は、過激主義や急進主義がみられるような社会環境の変化、またその結果として海上におけるテロや犯罪の脅威についても憂慮した。
6. 海上保安機関等の長は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に含まれる世界的な人口の増加、気候変化、環境に対する影響、過剰漁業、IUU 漁業及び破壊的な漁業慣行、食料安全保障、組織犯罪による社会的な不安定、過激派による暴力行使、難民の流入による不安定といった、今日世界が直面する課題に広く対応するものであることを認識した。
7. 海上保安機関等の長は、地球規模の変化及び、これに起因する事案において、the first responders and front-line actors である海上保安機関等の役割の重要性の高まりについて意識した。
8. 海上保安機関等の長は、世界の海上保安機関等の間における既存の地域枠組みを越えた連携の強化や対話を拡大することの重要性、また、世界が直面している課題を克服するための世界中の地域の知恵と専門的技術そして知識を結集することの重要性を確認した。

9. 今後、海上保安機関等の長は、下記にあげる具体的な方策により、海上の安全、海上のセキュリティ及び環境保護の対策を継続するという決意を再確認した。

1) 大規模海洋汚染や自然災害、海難事故への緊急対応など各地域、各国における先進的な成功事例や経験を共有していく。

2) 新たな技術を活用した海上犯罪対策など各地域、各国における先進的な成功事例や経験を共有していくこと。

3) 海上保安機関等の教育及び訓練において各地域、各国における先進的な成功事例や経験を共有していくこと。

4) 世界的に Coast Guard として共通の行動理念の理解を深めつつ、それに基づく人材育成システムの構築や地域間協力及び国際協力のあり方を検討していくこと。

10. 海上保安機関等の長は、海上保安機関等のさらなる対話と連携の場として世界的な海上保安機関の会合が必要であることを考慮する。

11. それゆえ、海上保安機関等の長は、この新たな協力枠組みのさらなる発展のために、目的、管理規則及び会議運営等について議論するための実務者レベルでの会合を開催することを決定している。

12. この総括は、参加した海上保安機関等の長の全般的な支持を受けて世界海上保安長官級会合の議長によって作成された。

**CHAIRMAN'S SUMMARY
OF THE COAST GUARD GLOBAL SUMMIT
Tokyo, Japan, 14 September 2017**

1. The Heads of Coast Guards and Agencies Representing Coast Guard Functions in Asia, Oceania, the Americas, Europe, Africa and other regions in the world (hereinafter referred to as “the Coastguards”) took part in the Coast Guard Global Summit held on 14 September 2017 in Tokyo, Japan. The Summit was chaired by Admiral Satoshi NAKAJIMA, the Commandant of the Japan Coast Guard.
2. The Heads acknowledged that maritime safety and security and a clean marine environment are the vital foundation for the well-being and prosperity of the international community as a whole.
3. The Heads reaffirmed that ensuring safety of life at sea, providing readiness for distress and disaster response, protecting marine environment, and maintaining maritime order based on the rule of law at sea under international maritime law are an essential foundation for people utilizing the ocean to enjoy various benefits with ease all over the world.
4. The Heads were concerned that recent environmental change has led to more serious disasters and may have an adverse effect on navigational environment.
5. The Heads were concerned also about changes of societal environment where extremism and radicalism are observed and the resultant threat of terrorism and maritime crimes at sea.
6. The Heads recognized the United Nations' Sustainable Development Goals (SDGs) which are a broad response to the challenges facing the world today – increasing world population, climate change, threats to the environment, overfishing, illegal, unreported and unregulated fishing and destructive fishing practices, threats to food security, societal threats posed by organized criminals and violent extremists, and instability leading to mixed migration.

7. The Heads were aware of the ever increasing importance of the role of the Coastguards, as the first responders and front-line actors at sea against these global changes and their results.

8. The Heads recognized that the importance of enhancing dialogue and cooperation among the Coastguards worldwide beyond existing regional frameworks, and concentrating the entire regions' wisdom, experience and knowledge to overcome challenges that the world is facing.

9. Henceforth, the Heads reaffirmed their determination to continue providing maritime safety and security as well as marine environment protection by way of encouraging to take the following actions in a concrete manner;

1) To share, among different regions and countries in the world, the best practices and advanced successful experiences in maritime safety and marine environment protection such as emergency responses to major marine pollution, natural disasters and marine accidents in each country and region;

2) To share, among different regions and countries in the world, the best practices and advanced successful experiences in maritime security such as measures against maritime crimes through utilization of new technologies;

3) To share, among different regions and countries in the world, the best practices and advanced successful experiences in education and training for the Coastguards; and

4) To consider establishment of a system for human resource development and the best forms of inter-regional and international cooperation among the Coastguards in the world through deepening understanding of shared principles of conducts globally as the guardian at sea.

10. The Heads consider a coast guard global meeting for further dialogue and cooperation among the Coastguards is necessary.

11. The Heads therefore determine to organize meetings for working level officials to discuss objectives, rules of governance, meeting logistics etc. for further development of this new cooperative framework.

12. This is a summary made by the chairman of this Coast Guard Global Summit with general support from the Heads.

参加国・機関
Participating countries, agencies

別紙 1
Exhibit 1

No.	国・国際機関名 Country, international agency	組織名 Organization
1	日本 Japan	海上保安庁 Japan Coast Guard
2	アルジェリア民主人民共和国 People's Democratic Republic of Algeria	アルジェリア海軍沿岸警備局 Algerian Naval Forces Coast-Guard National Service
3	アルゼンチン共和国 Argentine Republic	アルゼンチン沿岸警備隊 Prefectura Naval Argentina (Argentine Coast Guard)
4	オーストラリア連邦 Australia	オーストラリア国境警備隊 Australian Border Force
5	アゼルバイジャン共和国 Republic of Azerbaijan	アゼルバイジャン国家国境庁 State Border Service of the Republic Azerbaijan
6	バーレーン王国 Kingdom of Bahrain	バーレーン沿岸警備隊 Bahrain Coast Guard
7	バングラデシュ人民共和国 People's Republic of Bangladesh	バングラデシュ沿岸警備隊 Bangladesh Coast Guard
8	ベルギー王国 Kingdom of Belgium	ベルギー沿岸警備隊 Belgian Coast Guard
9	ブラジル連邦共和国 Federative Republic of Brazil	ブラジル海軍 Brazilian Navy
10	ブルネイ・ダルサラーム国 Brunei Darussalam	ブルネイ王立警察隊 Royal Brunei Police Force
11	カンボジア王国 Kingdom of Cambodia	カンボジア国家警察 Cambodia National Police
12	カナダ Canada	カナダ沿岸警備隊 Canadian Coast Guard
13	チリ共和国 Republic of Chile	チリ海軍 Chilean Navy
14	中華人民共和国 People's Republic of China	中国海警局 China Coast Guard
15	中華人民共和国 People's Republic of China	中国海事局 China Maritime Safety Administration
16	コモロ連合 Union of Comoros	コモロ沿岸警備隊 Comorian Coast Guard
17	クック諸島 Cook Islands	クック諸島警察 Cook Islands Police
18	ジブチ共和国 Republic of Djibouti	ジブチ沿岸警備隊 Djibouti Coast Guard
19	エルサルバドル共和国 Republic of El Salvador	エルサルバドル海軍 Naval Operation of El Salvador
20	エストニア共和国 Republic of Estonia	エストニア警察国境警備隊 Estonian Police and Border Guard
21	フィジー共和国 Republic of Fiji	フィジー国軍 Republic of Fiji Military Forces
22	フランス共和国 French Republic	フランス海洋事務総局 Secretariat General for the sea
23	ジョージア Georgia	ジョージア国境警察 Border Police of Georgia
24	ドイツ連邦共和国 Federal Republic of Germany	ドイツ連邦警察 German Federal Police (Bundespolizei)
25	ガーナ共和国 Republic of Ghana	ガーナ海事局 Ghana Maritime Authority
26	ハイチ共和国 Republic of Haiti	ハイチ海運課 Service maritime et de Navigation d'Haiti(SEMANAH)
27	ギリシャ共和国 Hellenic Republic	ギリシャ沿岸警備隊 Hellenic Coast Guard
28	アイスランド共和国 Republic of Iceland	アイスランド沿岸警備隊 Icelandic Coast Guard
29	インド India	インド沿岸警備隊 Indian Coast Guard

30	インドネシア共和国 Republic of Indonesia	インドネシア沿岸警備隊 Bakamla / Indonesia Coast Guard
31	イタリア共和国 Italian Republic	イタリア沿岸警備隊 Italian Coast Guard
32	ケニア共和国 Republic of Kenya	ケニア沿岸警備隊 Kenya Coast Guard Service
33	キリバス共和国 Republic of Kiribati	キリバス警察隊 Kiribati Police Service
34	大韓民国 Republic of Korea	韓国海洋警察庁 Korea Coast Guard
35	マダガスカル共和国 Republic of Madagascar	マダガスカル海軍 Malagasy Navy
36	マレーシア Malaysia	マレーシア海上法令執行庁 Malaysian Maritime Enforcement Agency
37	モルディブ共和国 Republic of Maldives	モルディブ国防軍 Maldives National Defence Force
38	マーシャル諸島共和国 Republic of the Marshall Islands	マーシャル諸島警察局 Marshall Islands Police Department
39	モーリシャス共和国 Republic of Mauritius	モーリシャス国家沿岸警備隊 National Coast Guard
40	メキシコ合衆国 United Mexican States	メキシコ海軍 Mexican Navy
41	ミャンマー連邦共和国 Republic of the Union of Myanmar	ミャンマー海事局 Department of Marine Administration, Ministry of Transport and Communications
42	ナウル共和国 Republic of Nauru	ナウル警察 Nauru Police Service
43	ニュージーランド New Zealand	ニュージーランド王立海軍 Royal New Zealand Defence Force
44	ナイジェリア連邦共和国 Federal Republic of Nigeria	ナイジェリア海事安全庁 Nigerian Maritime Administration and Safety Agency
45	ニウエ Niue	ニウエ警察 Niue Police
46	ノルウェー王国 Kingdom of Norway	ノルウェー沿岸警備隊 Norwegian Coast Guard
47	パキスタン・イスラム共和国 Islamic Republic of Pakistan	パキスタン海上警備庁 Pakistan Maritime Security Agency
48	パラオ共和国 Republic of Palau	パラオ海上保安・魚類野生動物保護局 Bureau of Maritime Security and Fish & Wildlife Protection
49	パプアニューギニア独立国 Independent State of Papua New Guinea	パプアニューギニア国防軍 Papua New Guinea Defence Force
50	ペルー共和国 Republic of Peru	ペルー沿岸警備港務総局 General Directorate of Captaincies Coastguards
51	ポーランド共和国 Republic of Poland	ポーランド国境警備隊 Polish Border Guard
52	ポルトガル共和国 Portuguese Republic	ポルトガル海軍 Portuguese Naval
53	ルーマニア Romania	ルーマニア国境警察 Romanian Border Police
54	ロシア連邦 Russian Federation	ロシア連邦保安庁国境警備局 Border Service of the Federal Security Service of the Russian Federation
55	セントクリストファー・ネービス Saint Christopher and Nevis	セントキッツ・アンド・ネービス沿岸警備局 Saint Kitts and Nevis Coast Guard
56	セントビンセント及びグレナディーン諸島 Saint Vincent and the Grenadines	セントビンセント及びグレナディーン諸島沿岸警備局 Saint Vincent and the Grenadines Coast Guard
57	サモア独立国 Independent State of Samoa	サモア警察 Samoa Police Service
58	サウジアラビア王国 Kingdom of Saudi Arabia	サウジアラビア国境警備隊 Saudi Arabian Border Guards
59	セネガル共和国 Republic of Senegal	セネガル海上保安・救助・環境調整担当高等庁 High Authority for the Coordination of Maritime Safety of Maritime Security and Protection of the Marine Environment (HASSMAR)
60	セーシェル共和国 Republic of Seychelles	セーシェル沿岸警備隊 Seychelles Coast Guard

61	シエラレオネ共和国 Republic of Sierra Leone	シエラレオネ海事局 Sierra Leone Maritime Administration
62	シンガポール共和国 Republic of Singapore	シンガポール警察沿岸警備隊 Singapore Police Coast Guard
63	ソマリア連邦共和国 Federal Republic of Somalia	ソマリア沿岸警備隊 Somali Coast Guard
64	南アフリカ共和国 Republic of South Africa	南アフリカ海上安全局 South African Maritime Safety Authority (SAMSA)
65	スペイン王国 Kingdom of Spain	スペイン治安警察 Spanish Guardia Civil
66	スリランカ民主社会主義共和国 Democratic Socialist Republic of Sri Lanka	スリランカ沿岸警備隊 Sri Lanka Coast Guard
67	タイ王国 Kingdom of Thailand	タイ海上法令執行調整センター Thailand Maritime Enforcement Command Center, Royal Thai Navy
68	東ティモール民主共和国 The Democratic Republic of Timor-Leste	東ティモール国家警察 National Police of Timor-Leste
69	トンガ王国 Kingdom of Tonga	トンガ王国軍 His Majesty's Armed Force
70	トリニダード・トバゴ共和国 Republic of Trinidad and Tobago	トリニダード・トバゴ沿岸警備局 Trinidad and Tobago Coast Guard
71	トルコ共和国 Republic of Turkey	トルコ沿岸警備隊 Turkish Coast Guard
72	ツバル Tuvalu	ツバル警察 Tuvaluan Police Service
73	イギリス United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland	イギリス沿岸警備庁 Her Majesty's Coastguard
74	米国 United States of America	アメリカ沿岸警備隊 United States Coast Guard
75	バヌアツ共和国 Republic of Vanuatu	バヌアツ海事庁 Vanuatu Police Service
76	ベトナム社会主義共和国 Socialist Republic of Viet Nam	ベトナム海上警察 Vietnam Coast Guard
77	欧州海上安全庁 European Maritime Safety Agency (EMSA)	
78	欧州国境沿岸警備庁 European Border and Coast Guard Agency (FRONTEX)	
79	バリ・プロセス(不法移民・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に対する地域協力枠組み) Bali Process	
80	国際海事機関 International Maritime Organization (IMO)	
81	環インド洋連合 Indian Ocean Rim Association (IORA)	
82	アジア海賊対策地域協力協定 情報共有センター The Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia - Information Sharing Center (ReCAAP-ISC)	
83	太平洋共同体 Secretariat of the Pacific Community (SPC)	
84	国連薬物犯罪事務所 United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC)	

第2回世界海上保安機関長官級会合議長総括

2019年11月20日・21日、於東京

1. アジア、オセアニア、アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ及び他の地域の海上保安機関及び海上保安機能を有する機関（以後：海上保安機関等と称す）の長は、2019年11月20日から21日の間に東京で開催された第2回の世界海上保安機関長官級会合（以後：世界長官級会合と称す）に出席した。今回の世界長官級会合は日本国海上保安庁と日本財団により共催され、議長は日本国海上保安庁、岩並秀一長官が務めた。
2. 海上保安機関等の長は、海洋の安全及び平和そして美しい海洋環境は、国際社会の幸福と繁栄に不可欠なものであることを再確認した。
3. 海上保安機関等の長は、海上における人命の安全の確保、遭難と災害対応の準備、海洋環境保全、そして国際海洋法のもとでの海洋における法の支配に基づく海洋秩序の確保は、世界中の人々が安心して海を利用し様々な恩恵を享受するための不可欠な基盤であることを再確認した。
4. 海上保安機関等の長は、2017年の第1回世界長官級会合で確認した世界の海上保安機関等の間における既存の地域枠組みを越えた対話と連携・協力の強化の重要性、また、世界が直面している課題を克服するための世界中の地域の知恵と専門的技術そして知識を結集することの重要性を想起した。
5. 海上保安機関等の長は、海上の安全、海上のセキュリティ及び環境保護の対策を継続するという第1回世界長官級会合での決意に基づき、各地域、各国における先進的な成功事例や経験を共有し人材育成システムの構築や地域間協力及び国際協力のあり方についての具体的な検討を行った。
6. 海上保安機関等の長は、気候変化、環境に対する影響、IUU 漁業、組織犯罪による社会的な不安定、過激派による暴力行為、テロの脅威、難民の流入による不安定といった、今日世界が直面する課題に広く対応する国連の持続可能な開発目標（SDGs）の重要性を認識した。また、課題への効果的な対応のための人材育成が重要であり、かつ、喫緊の課題であると認識した。
7. 海上保安機関等の長は、管轄水域が広大な一方、人口が少ないことにより、海上保安業務にも特別な課題を有する小島嶼国について、海上部門が地域社会の暮らしを支えていることを意識し、海上保安分野に関する特別な配慮が必要であることを認識した。また、国際海事機関（IMO）による世界海の日テーマである「海洋コミュニティの女性に活力を

与えること」及び海洋コミュニティへ女性が参加しやすい環境を作る重要性を認識した。

8. 海上保安機関等の長は、海を活動の舞台とするものとして、海洋ごみ問題などの海洋環境汚染について憂慮し、環境保護の取組みについて、海上保安機関等が貢献できる役割の多様性を認識した。
9. 海上保安機関等の長は、2018年の第1回世界海上保安機関実務者会合（以後：世界実務者会合と称す）での議論を経て報告された目的や運営方法等をまとめた「会合運営ガイドライン」を支持した。また、世界長官級会合をより持続可能で機能的な枠組みとするため更なる検討を行うコレスポネンスグループの設置を決定した。
10. 海上保安機関等の長は、先進的な成功事例や経験、海上保安国際人材育成のための有益な情報などを共有するウェブサイトの創設を支持した。また、ウェブサイトの創設のための具体的な検討を行うコレスポネンスグループの設置を決定した。
11. 海上保安機関等の長は、海上保安国際人材育成コアメンバーグループから提案された「地球規模の課題に対応するための人材育成」コンセプトについて支持した。また、「新たな教育機会」を日本が試行する用意があると表明したことについて歓迎と積極的な協力の意志を表明した。
12. 日本から、2020年に開催される第2回世界実務者会合について、東京で開催することを提案したところ、参加した海上保安機関等の長から支持された。
13. 海上保安機関等の長は、世界のより多くの地域からより多くの海上保安機関等が参加し、より深い議論を行い、その結果、会合運営ガイドラインの導入並びに情報共有手法及び人材育成の具体的なコンセプトを示した第2回世界長官級会合によって、対話と連携・協力の強化がより発展したことを歓迎した。また、the first responders and front-line actors たる海上保安機関等が直面する課題を克服するためには、世界的に海上保安機関として共通の行動理念の理解を深め、全世界の海上保安能力を向上させることが重要であると認識した。
14. そして、海上保安機関等の長は、海上の安全、海上のセキュリティ及び環境保護の対策を継続するため、この世界長官級会合を継続するという決意を再確認した。
15. この総括は、参加した海上保安機関等の長の全会一致の支持を受けて第2回世界長官級会合の議長によって作成された。

**CHAIRMAN'S SUMMARY
OF THE 2ND COAST GUARD GLOBAL SUMMIT
Tokyo, Japan, 20-21 November 2019**

1. The Heads of Coast Guards and Agencies Representing Coast Guard Functions in Asia, Oceania, the Americas, Europe, Africa and other regions in the world (hereinafter referred to as “the Coastguards”) took part in the second meeting of the Coast Guard Global Summit (hereinafter referred to as “CGGS”) held on 20 and 21 November 2019 in Tokyo, Japan. The Summit was jointly hosted by the Japan Coast Guard and the Nippon Foundation, and chaired by Commandant IWANAMI, Shuichi of the Japan Coast Guard.

2. The Heads reaffirmed that maritime safety and security and a clean marine environment are the vital foundation for the well-being and prosperity of the international community as a whole.

3. The Heads reaffirmed that ensuring safety of life at sea, providing readiness for distress and disaster response, protecting marine environment, and maintaining maritime order based on the rule of law at sea under international maritime law are an essential foundation for people utilizing the ocean to enjoy various benefits with ease all over the world.

4. The Heads recalled the recognition made in the 1st CGGS in 2017: “the importance of enhancing dialogue and cooperation among the Coastguards worldwide beyond existing regional frameworks, and concentrating the entire regions’ wisdom, experience and knowledge to overcome challenges that the world is facing”.

5. The Heads shared, among the different regions and countries in the world, best practices and advanced successful experiences, and discussed the establishment of a system for human resource development and the best forms of inter-regional and international cooperation among the Coastguards in the world based on their determination at the 1st CGGS to continue to take measures for maritime safety and security as well as marine environment protection.

6. The Heads recognized the importance of the United Nations' Sustainable Development Goals (SDGs) which are a broad response to the challenges facing the world today, such as climate change, threats to the environment, illegal, unreported and unregulated fishing and societal threats posed by organized criminal groups, violent extremism and terrorism, and instability leading to mixed migration. The Heads also recognized that the human resource development in addressing maritime challenges effectively is important and urgent.

7. The Heads recognized the necessity to give special consideration to the small island states as they face special challenges in conducting maritime safety and security operations due to its vast areas of maritime jurisdiction and small population, keeping in mind that the maritime sector supports the livelihoods of regional communities in these small island states. The Heads recognized the International Maritime Organization's World Maritime Day theme "Empowering Women in the Maritime Community" and the importance of creating an environment conducive to women's participation in the maritime community.

8. The Heads expressed their concern over marine pollution such as marine litter and recognized the various ways that Coastguards could contribute to protect the marine environment as those working at sea.

9. The Heads supported the "Coast Guard Global Summit Meeting Guidelines" including the objective and way of management drafted through the discussion in the first meeting of Coast Guard Global Summit - Working Level Meeting (hereinafter referred to as the "CGGS - WLM") in 2018. The Heads supported the establishment of the correspondence group for further consideration in order to make the CGGS framework more sustainable and functional.

10. The Heads supported the establishment of the website to share beneficial information such as pioneer activities and experiences as well as human resources development. The Heads also supported the establishment of the correspondence group for further consideration on specific matters to establish the website.

11. The Heads supported the concept of the “Coast Guard Global Human Resources Development” proposed by the Core Member Group for the Coast Guard Global Human Resource Development (hereinafter referred to as “CMG”). The Heads welcomed and expressed their willingness to support the Japan Coast Guard’s announcement about its readiness to initiate a pilot program under the idea of the “New Educational Opportunity.”

12. The Heads supported the Japan’s proposal to host the 2nd CGGS - WLM in 2020 in Tokyo, Japan.

13. The Heads welcomed further development of dialogue and cooperation among the Coastguards through this meeting, in which more participating agencies worldwide discussed deeply, resulting in the Meeting Guidelines being introduced and the practical concepts of both Information Sharing Method and the Coast Guard Human Resource Development being indicated. The Heads recognized the importance of enhancing “coastguard capacity” of the entire world and deepening the understanding of shared principles of conducts globally in order for the Coastguards as the first responders and front-line actors to overcome challenges that the world is facing.

14. The Heads affirmed their determination to continue the CGGS to discuss common maritime challenges for maintaining and ensuring maritime safety, maritime security and marine environment protection.

15. This is a summary made by the chairman of the 2nd CGGS with unanimous support from the Heads.

不許複製

落丁・乱丁はお取替えいたします。

令和3年6月25日 第2刷発行

令和3年3月25日 第1刷発行

発 行 者

公益財団法人 海上保安協会
(郵便番号 104-0043)
東京都中央区湊3丁目3番2号
前田セントラルビル
電 話 東京 (03) 3297-7580

印 刷 者

株式会社 森技報堂
(郵便番号 101-0061)
東京都千代田区神田三崎町2-21-2
電 話 東京 (03) 3222-6641

[価格 1,100円 (税込)]